

後期基本計画

- I 郷土を愛する豊かな心を育て、地域文化を創造するまち
- II 健康で生きがいと支え合いのあるまち
- III 安心・安全・快適な住みよいまち
- IV 魅力ある資源を生かす地場産業の活性化したまち
- V みんなで考え、力を出し合う、自立したまち

平成28年3月

1) 子育て支援

■現状と課題

古平町の出生数は減少傾向にありますが、^{※1}合計特殊出生率は、全国及び全道と同程度の水準を保っております。この要因としては、第2子、第3子を出産する方が増えており、今後も全国及び全道と同程度の水準を維持するためにも、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりが求められています。また、町民アンケート結果によると理想的な子どもの数を妨げている要因として「子育てや教育にお金がかかりすぎる」と答えた方が6割を超えております。

本町には子育て支援施設として、町立幼稚園と町立保育所を平成20年に統合した「認定こども園ふるびら幼児センターみらい」と「子育て支援センター」、さらには社会福祉法人による障がい児のデイサービス「ひまわりくらぶ」、民間事業者による放課後児童クラブ「一期倶楽部」が存在します。

子育て支援センターは、就学前の乳幼児の子育て支援を行っていますが、今後は対象乳幼児全員が子育て支援センターに登録するよう働きかけ、健やかな成長の一助に努める必要があります。

ふるびら幼児センターみらいは、働く女性の増加や就労形態の多様化から長時間保育と短時間保育に区分して、一体的な保育を実施しています。今後は、ここ数年増えている3歳未満児の保育受け入れや、一時預かり事業の拡充等、より一層の保育サービスの充実と地域に信頼される保育が求められています。

放課後児童クラブについては、児童数は減少しているものの、共働き夫婦が増え、町内に祖父母がいない家庭も多くなっていることから、必要不可欠な事業となりました。しかし、様々な理由から、民間経営での事業継続は厳しくなっている状況にあります。

【幼児センターみらいの入所人員】

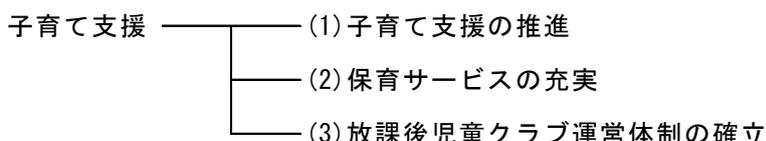
(人)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
短時間保育 (H27 1号認定)	13	24	24	21
長時間保育 (H27 2号・3号認定)	40	33	34	37
計	53	57	58	58

注) 平成24～26年は4月1日現在
平成27年は11月1日現在

(資料：福祉行政報告例)

■施策の体系



※1 合計特殊出生率：人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの数のこと。15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの

■主要施策の内容

（１）子育て支援の推進

地域における子育て支援の拠点である「子育て支援センター」は、開園以来、認知度の向上に努めるとともに、孤立した家庭を生まないように積極的に未登録者等に働きかけを行ってきました。

今後も遊びの場、交流・仲間づくりの場、相談・助言の場としての機能を高めるようにするとともに、誰でも気軽に来園できる雰囲気づくりに努めます。

合計特殊出生率を全国及び全道と同程度の水準を維持し、若い世代の出産や子育ての希望をかなえるため、各種支援制度の充実を図ります。

（２）保育サービスの充実

保育ニーズの多様化に応えるために低年齢児保育や※²一時預かり保育の充実を図るとともに、入園待機児童を発生させないように保育スタッフの充実に努めます。

また、地域に信頼される幼児センターであり続けるため、保護者等が安心して園児を通園させることができる保育環境の維持に努めます。

（３）放課後児童クラブ運営体制の確立

町内に1ヶ所のみである放課後児童クラブについて、経営安定化に向けての支援を実施しながら、町営での事業継承を検討します。

■成果指標

指標名	当初値	上段：H27 中間値 下段：H27 現状値	H32 目標値	指標の内容
子育て支援センター利用者数	1,841人 (H21年)	2,500人 ○ 2,995人 (H22～26年度平均)	3,300人 (H27～31年度平均)	子育て支援センターを利用した年間の延人数
子育て支援センターへの児童登録率	76.7% (H21年)	80.0% ○ 86.2% (H22～26年度平均)	100.0% (H27～31年度平均)	子育て支援センターへの登録率（登録児童数／対象児童数）
入園待機児童数	0人	0人 ○ 0人 (H22～26年度平均)	0人 (H27～31年度平均)	幼児センターへ入園を申し込め、入園許可を待っている児童数

■主な実施予定事業

- 子育て支援センター運営事業
- 幼児センターみらい運営事業
- 子育て応援金・保育費用助成事業
- 不妊治療費助成事業
- 保育料同時入所要件緩和事業



※2 一時預かり保育：保護者が冠婚葬祭や育児疲れ等の理由で家庭での保育が困難となった場合に、幼児センターへ預けることができる制度

2) 学校教育

■現状と課題

古平町では、過疎化や少子化の進行、さらには人間関係の希薄化から、家庭や地域の教育力、児童・生徒の学ぶ意欲、さらには学力や体力の低下など課題が山積しています。そのため教育委員会、学校、保護者、地域等が一体となった教育体制の整備が求められています。その一方で、外国語指導助手や特別支援教育支援員を配置し、体制の充実を図っている面もあります。

新しい学習指導要領では、社会がどのように変化しようとも自ら課題を見つけ、主体的に判断・行動し、「よりよく問題を解決する能力」や他人と協調し、他人を思いやる心などの「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康や体力」などの『生きる力』が求められています。

また、障がいのある児童・生徒が、能力や可能性を伸ばし、自立した社会生活を過ごせるようにする特別支援教育を引き続き推進することが求められています。

教育施設については、耐震強度不足が明らかとなった古平小学校を平成23年度に改築しておりますが、今後も児童・生徒が安全に学べる環境づくりが求められていることから、古平中学校においても老朽化に伴う外壁改修等が必要となってきます。併せて、教職員住宅については、ほぼ改修を完了しておりますが、残りの修繕及び計画的な建替え等が必要となってきます。

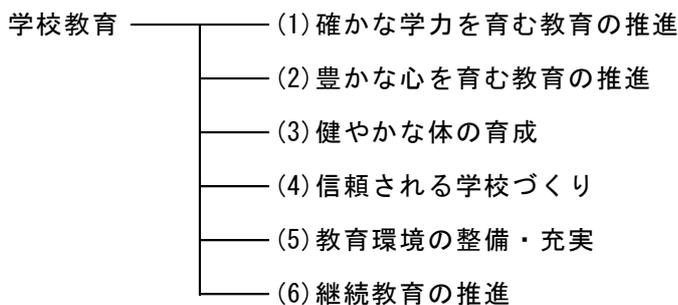
【小・中学校学級数、児童・生徒数の推移】

年	小学校		中学校		合計	
	学級数	児童数	学級数	生徒数	学級数	児童・生徒数
平成23年	8(2)	105	4(1)	64	12(3)	169
平成24年	8(2)	102	4(1)	70	12(3)	172
平成25年	9(3)	98	3(0)	59	12(3)	157
平成26年	8(2)	96	3(0)	61	11(2)	157
平成27年	8(2)	100	3(0)	52	11(2)	152

注) () 内は特別支援学級数

(資料：学校基本調査)

■施策の体系



■主要施策の内容

（１）確かな学力を育む教育の推進

児童・生徒に基礎的・基本的な知識・技能を定着させること、自ら学び自ら考える力を養うこと、さらには、自己実現を図ることができる確かな学力を育むため、次の教育を学校と連携して推進します。

- ①児童・生徒の学力の状況を的確に把握し、基礎的・基本的な知識・技能の習得を図るとともに、習得した知識・技能を活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力等を養います。また、学力向上のために学習に取り組む態度の育成を重視するとともに、指導方法の工夫改善に努めます。
- ②障がいのある子ども一人ひとりの状況に応じた個別指導計画を策定し、それに基づいた支援を行うことや、家庭、医療機関及び特別支援学校等の関係機関と連携しながら、支援体制の充実に努めます。また、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒との交流及び共同学習を積極的に推進するとともに、普通学級で学習する際には、※¹ 特別支援教育支援員を配置し、個別指導や習熟度に応じた指導に努めます。
- ③中学生の語学力向上と小学校においても英語が教科化されることに伴い、外国語活動の充実のため、※² 外国語指導助手（ALT）による指導をより一層推進します。
- ④情報機器等を積極的に活用し、情報活用能力を育成するとともに、児童・生徒が有害情報に巻き込まれないよう情報モラルを身につけられる学習活動の充実を図ります。

（２）豊かな心を育む教育の推進

人を思いやる心や感動する心など、生きる力の要素である「豊かな心」を育成するために次の教育を学校と連携して推進します。

- ①児童・生徒の道徳心、模範意識、公正な判断力及び社会の形成に参画する態度等を育むため、ボランティア活動や自然体験活動を活かした道徳教育の充実を図ります。
- ②体験的な学習や問題解決的な学習に取り組み、各教科の枠を超えた総合的な学習や探究的な学習の充実を図ります。
- ③学力の重要な要素である「思考力・判断力・表現力」を育むためには、読書活動は欠かせないものであることから学校図書館司書の配置や、読み聞かせ等の読書ボランティアと連携すること、また全校一斉の朝読書を継続するなど図書活動の充実を図ります。
- ④自然への感受性や環境に配慮した思いやりの心を育てるため、自然環境への体験学習の充実を図ります。

※¹ 特別支援教育支援員：特別な支援が必要な児童・生徒の介助や学習活動のサポートを行う人のこと

※² 外国語指導助手（ALT）：児童・生徒の英語発音や国際理解教育を深めることを目的に配置し、外国語担当教員等の補助を行う人のこと

（３）健やかな体の育成

児童・生徒が望ましい食習慣を身につけられるよう、学校給食を通じて、学校教育の中で食に関する指導を行い^{※3}食育の推進を図ります。更に、地場産物を積極的に取り入れることで、地元の産業に対する関心を深め、郷土を愛する心を育むよう取り組みます。

また、心身の健全な発達を促すため、学校体育や部活動を通じて、生涯にわたって運動に親しむ能力、体力の向上や健康の保持推進の指導に努めます。

（４）信頼される学校づくり

学校、地域の学校評議員及び保護者を結ぶ体制を充実させるとともに、学校関係評価の推進や積極的な学校情報の提供に努め、地域に開かれた学校づくりを推進することに支援します。

また、いじめや不登校問題については、個々の状況を把握し、学校や家庭と連携を図りながら、適切な対応に努めます。

さらには児童・生徒が事件や事故、災害等の危険から身を守る能力を養うため、警察や消防などの関係機関と連携を図り、「防犯教室」や「避難訓練」等による安全教育を行うことに支援します。

（５）教育環境の整備・充実

学校は児童・生徒が多くの時間を過ごす学習及び生活の場であるとともに、地震等の災害時には町民の避難場所としての役割を果たすことから、安心で安全な教育環境の整備に努めます。さらには、緊急性や必要性に応じて教材、機器、設備等の更新を図ります。

また、老朽化している教職員住宅を計画的に改修し、教職員の生活環境の改善を図り、教育指導に専念することができる環境づくりに努めます。

（６）継続教育の推進

古平町の子どもを健全に育成するため、幼児センター、小学校及び中学校のそれぞれの段階において、子どもの発達や幼小中の一貫した目標を掲げ、それぞれにおいて円滑な指導が行えるよう連携を図ります。

また、古平町教育研究会が中心となって、小・中が連携して教育等の進め方や子どもの実態等の共通理解にも努めます。



（外国語指導助手による外国語活動）



（古平小学校運動会）

※3 食育： 食材や食習慣、栄養など食に関する教育のこと

■成果指標

指標名	当初値	上段：H27 中間値 下段：H27 現状値	H32 目標値	指標の内容
教育目標の評価	75.8%	 ○ 77.0% (H26年)		教育活動のねらいが、学校教育目標を生かしたものとなっているか等を評価する割合
学習指導の評価	67.8%	 ○ 74.2% (H26年)		基礎・基本的な内容が身につくよう指導計画が作成されているか等を評価する割合
道徳教育の評価	53.2%	 ○ 73.3% (H26年)		道徳の指導が、計画的に行われるよう指導計画が作成されているか等を評価する割合
家庭との連携の評価	74.0%	 ○ 77.0% (H26年)		P T A や地域社会、その他関係機関との連携・協力が図られているか等を評価する割合
部活動への加入率	88.5%	100.0% × 88.5% (H26年)	100.0% (H31年)	中学生の部活動への加入率 (加入している生徒数/全生徒数)
教職員住宅改修率	58.3%	100.0% × 90.0% (H26年)	100.0% (H31年)	教職員住宅の改修率 (改修済戸数/全戸数)

※教育目標の評価～家庭との連携の評価は、学校評価アンケートより抽出

■主な実施予定事業

- 古平中学校外壁改修事業
- 外国語指導助手配置事業
- 特別支援教育支援員配置事業
- 教職員住宅整備事業



(古平小学校概観)

3) 社会教育

■現状と課題

今日の急激な社会情勢の変化、特にグローバル化や情報通信技術の進展、また、ライフスタイルの変化などから学校教育だけでなく、生涯にわたって町民自らが学習する場を持つ必要に迫られています。そこで古平町では、^{※1}生涯学習ボランティアバンクの設置や古平町学校支援地域本部を開設し、各団体や学校・家庭・地域が一体となった生涯学習の推進に取り組んでいますが、今後はより一層の推進体制の整備が求められています。

核家族や少子化、さらには人間関係の希薄化から家庭での教育力の低下が問題となっています。

家庭教育は、子どもがより良い社会生活を送れるよう人生の社会勉強を教え・育む場であることから、これまでは子育て支援センターや保健師と連携し、家庭教育支援を行ってきました。今後は、学校や地域での家庭教育をサポートしていく体制を強化していくことが求められています。

基本的な生活習慣の乱れや人間関係の希薄化、直接的な体験活動の不足等から、意欲に欠ける青少年が多く見られます。少年少女わんぱく王国やスポーツ教室等を実施し、自ら考え意欲を持たせるような取組などを実施してきました。

今後は、自ら考え判断する能力や豊かな心、たくましく生きるための体力などの「生きる力」を育てる必要があることから、体験活動事業に加えふら通学合宿を実施し、学校・家庭・地域が一体となって青少年の育成を図ることが求められています。

成人期は、生涯の中で最も長い時期であり、地域社会や家庭、職場において中心的な役割を担っています。また、町民と行政の協働によるまちづくりを進めるうえで重要な担い手でもあります。そこで、自主的に学ぶことや活動に参加することが求められていることから、30代を中心とした青年層の活性化を図る事業展開が求められています。

高齢化が急速に進行していることから、一人ひとりがどのような高齢期を過ごすかが課題となってきます。これまでは、生きがいを高めるために「たけなわ学級」を開催することや、その学級で学習したことの成果を発揮できる各種大会や発表会への参加を支援してきました。

今後は、高齢者の経験や技能を生かせる体制づくりや、さらに生きがいを高める学習、社会活動への積極的な参加が求められています。

芸術文化活動の振興は、豊かな人間性や創造性を育むことや、人と人との交流が広がるなどまちづくり活動を高める重要な役割を果たしています。

また、郷土の伝統芸能や古民具等文化財については、まちの歴史や文化を正しく理解するためにはならないものであり、将来の文化の向上・発展の基礎となるものであります。

今後は、優れた芸術鑑賞機会の提供だけでなく、伝統芸能・文化活動の新たな担い手を育成していくとともに、文化財の適切な保存と積極的な活用を図ることが求められています。

※1 生涯学習ボランティアバンク：地域で様々な知識や経験、優れた技術を持った人が、生涯学習の指導者として登録している制度

古平町では、昭和63年9月にスポーツを通して豊かな心とたくましい体をつくり、健康で明るいまちを目指し、「みんなのスポーツ町（タウン）」宣言を行いました。そのような中で、少子・高齢化や余暇の増大、健康に対する意識の高まり等からスポーツに対するニーズが多様化しています。

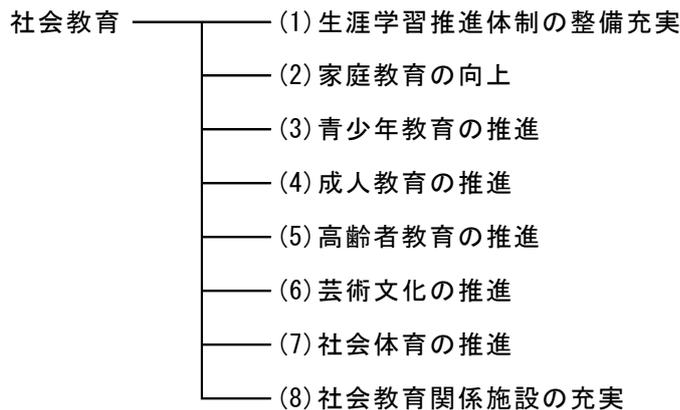
今後は、指導者の養成や各種スポーツへの参加促進の支援、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進するために、ニュースポーツの普及・啓発や気軽にスポーツに親しむ環境の整備を図ることが求められています。

社会教育を振興するためには、活動の拠点となる施設の整備・充実とスタッフ（職員）の専門性が重要となります。

本町では、文化会館と海洋センター及び武道館と施設数は充足していますが、老朽化などのため町民ニーズに必ずしも応えているとは言えない状況にあります。またスタッフは少人数で施設の受付・管理から、相談業務、学習講座の指導者などを担っている状況にあります。

そこで、今後は町民のニーズに応えられるような施設とするために計画的な改修を進めながら、最少人数のスタッフで最大の効果が発揮できるよう資質向上を図ることが求められています。

■施策の体系



■主要施策の内容

（1）生涯学習推進体制の整備充実

町民が自主的かつ積極的に学習活動を行えるよう、生涯学習推進協議会や関連団体との連携を深めながらボランティアバンクの整備、相談体制の充実を図るなど生涯学習推進体制の活性化に努めます。

また、生涯学習情報の収集に努め、行政内部の関連する部署で共有しながら、広報誌やホームページを利用しながら町民の求める学習情報の提供に努めます。

（2）家庭教育の向上

家庭教育に関する現状や知識等を深めるため、親子で体験できる学習機会の充実や家庭教育講座の実施など家庭教育力の向上に努めます。

また、地域全体で子育てを支援できるよう、学校、PTA及び幼児センター等と連携強化を図り、子育てを行う親が孤立しない地域づくりに努めます。

（３）青少年教育の推進

心身ともに健全で、次代のまちづくりを担う青少年の育成を図るため、放課後や夏・冬休みを利用した学習支援を行うとともに、集団で生活しながら学校に通う「ふるびら通学合宿」や自然や町内における指導者など地域の教育資源を生かした体験活動、各種スポーツ活動などを通じて「生きる力」を育てます。

また、豊かな情緒や社会性を育むために文化・芸術活動等の学習機会を提供することに努めます。

（４）成人教育の推進

多様化、高度化する学習ニーズを把握し、そのニーズに的確に対応できる教育講演会や文化教室などの学習プログラムの提供に努めます。

また、町民の自主的かつ主体的な学習活動を支援し、積極的にまちづくりへ参加するような人材育成の推進に努めます。

（５）高齢者教育の推進

高齢者の知識や技術、経験などを生かしたボランティア活動や各種行事への参加を支援します。

そのことから、生きがいを高め、積極的に社会活動へ参加することにつながられるよう努めます。

（６）芸術文化の推進

優れた芸術鑑賞機会を提供するとともに、作品展示会や発表会等を行い、書道や絵画、舞踊等の各種団体やサークルの活動を支援します。

また、たらつり節などの古平町の伝統文化を後世に伝えていくため、映像記録での保存や民俗資料収集、展示に努めます。

（７）社会体育の推進

町民がどの年代においてもスポーツに興味を持ち、関われるよう、これまで行ってきたスポーツ活動はもとより、新たなニーズに応えるスポーツ大会や教室を開催し、誰でも手軽に参加できる生涯スポーツの普及振興に努めます。

また、各種のスポーツ団体やサークルの支援を行うとともに、スポーツ推進委員と連携して指導者の育成や発掘に努めます。

（８）社会教育関係施設の充実

生涯学習活動の拠点となる文化会館、海洋センター及び武道館などが、町民にとって使い勝手の良い施設となるよう、計画的な改修を進め、施設の充実に努めます。

また、職員、社会教育委員及び体育指導委員等の資質向上や新たな指導者の発掘・養成など指導体制の整備にも努めます。



（少年少女わんぱく王国での体験活動）



（海洋センターでのスポーツ活動）

■成果指標

指標名	当初値	上段：H27 中間値 下段：H27 現状値	H32 目標値	指標の内容
社会教育・社会体育関係団体数	43団体	➡ × 33団体 (H26年)	33団体 (H31年)	社会教育・社会体育関係団体数
家庭教育に関する講座の参加者数	155人 (H21年)	170人 ○ 331人 (H22～26年度平均)	330人 (H27～31年度平均)	講座への参加者数
青少年対象の各種体験事業への参加者数	350人 (H21年)	370人 × 294人 (H22～26年度平均)	290人 (H27～31年度平均)	青少年対象の各種体験事業への参加者数
成人教育に関する各種教室、講座の参加者数	—	➡ △ 64人 (H22～26年度平均)	70人 (H27～31年度平均)	成人対象の各種教室・講座への参加者数
高齢者教室の登録者数	30人	40人 ○ 43人 (H22～26年度平均)	50人 (H27～31年度平均)	高齢者対象の教室への登録者数
文化祭作品展、発表会における出展者数及び参加者数	18人 25団体	➡ × 20人 20団体 (H22～26年度平均)	20人 20団体 (H27～31年度平均)	文化祭作品展・発表会への出展者数及び参加者数
社会体育に関する各種教室、講習会の参加者数	1,060人 (450人)	1,120人 (500人) ○ 1,521人 (817人) (H22～26年度平均)	1,500人 (800人) (H27～31年度平均)	社会体育の各種教室・講習会への参加者数。()は町外参加者数
社会教育関係施設の利用者数	24,000人 (H21年)	24,750人 ○ 26,122人 (H22～26年度平均)	26,000人 (H27～31年度平均)	社会教育関係施設（文化会館除く）の年間延べ利用者数

■主な実施予定事業

- 生涯学習推進アドバイザー設置事業
- 家庭教育講座開催事業
- 少年少女わんぱく王国開催事業
- 成人教育各種教育講座開催事業
- 異業種青年交流事業
- たけなわ学級開催事業
- 芸術文化鑑賞事業
- 文化会館管理運営事業
- 海洋センター管理運営事業



(ふるびら通学合宿での自主学習)

1) 健康

■現状と課題

古平町の疾病の多くは、高血圧症や脳卒中、糖尿病などの生活習慣病が上位を占めており、さらにその若年化が進んでいます。この生活習慣病を引き起こす要因の一つである内臓脂肪型肥満の割合が多い傾向にあります。そのため、健康相談や健康教室を効果的に利用して、栄養改善や運動の習慣化に取り組み、町民自らが生活習慣の改善に努める必要があります。

また、疾病予防を進めるためには、定期的な健康診断（以下「健診」という。）による早期発見が重要となるため、本町では対象年齢を拡大し、19歳から対象として実施しています。しかし受診者が固定化しているなど、受診率のアップが求められています。

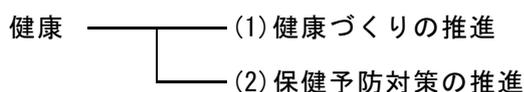
【各種検診・乳幼児健診受診率の推移】

年度	各種検診							各種乳幼児健診			
	基本健診	胃ガン検診	肺ガン検診	乳ガン検診	子宮ガン検診	大腸ガン検診	骨粗鬆症検診	乳児健診(前期)	乳児健診(後期)	1歳6ヵ月児健診	3歳児健診
平成22年度	4.8%	10.7%	7.3%	15.5%	11.4%	5.6%	6.9%	100.0%	79.1%	90.0%	83.3%
平成23年度	5.1%	11.0%	7.4%	18.2%	13.1%	5.9%	5.3%	88.9%	91.7%	84.4%	70.0%
平成24年度	4.4%	11.6%	6.7%	16.6%	12.5%	5.6%	5.1%	93.3%	90.0%	90.0%	88.0%
平成25年度	1.9%	11.1%	6.6%	15.7%	12.3%	5.6%	5.0%	61.5%	86.7%	76.9%	95.5%
平成26年度	3.7%	12.3%	8.2%	16.4%	12.7%	6.5%	5.5%	100.0%	83.3%	78.6%	94.1%

注) 基本健診の対象者から特定健診対象者等（40歳以上）を除いています。

（資料：保健福祉課調）

■施策の体系



■主要施策の内容

(1) 健康づくりの推進

町民の健診の結果を蓄積した健康情報システムや健診解析ソフトを有効に利用し、健診受診率の変化、健診結果の傾向及び生活習慣の傾向などの分析・管理に努めます。

その情報を広報誌や^{※1}健康教室等で用いて、町民自らが生活習慣を改善する取組を行えるよう支援します。

また、これらの取組を着実に進めるため、関連する部署との連携を強化するほか、健康づくりのキーパーソンとなる^{※2}保健推進員の育成と連携に努めます。

※1 健康教室 : 健康で自立した生活を送るため、主に保健師が開催する健康について学ぶ場のこと

※2 保健推進員 : 町内の保健水準の向上や健康に関するニーズを把握し、行政とともに保健活動を推進する人のこと

（２）保健予防対策の推進

各種健診等の対象年齢の拡大を継続し、受診率向上に努めるとともに、町民各個人の健康状態に応じた事後指導に努めます。特に生活習慣病を町全体の課題と捉え重点的に取り組みます。

また、安心して出産・育児ができるよう妊婦健診や乳幼児健診などの母子保健事業を推進します。

壮年期には、生活習慣病の予防・改善のため特定健診や特定保健指導などの成人保健事業を進めます。

さらに、これまで同様にBCG・H i b・高齢者インフルエンザなどの各期の予防接種事業を進めるとともに、現在は定期予防接種の対象となっていませんが、高い予防効果が期待できる乳児に対するロタウイルスワクチンなどの新たな疾病予防対策も進めます。

※平成23年度から町単独で実施したH i b・小児肺炎ワクチン等は平成25年度に定期予防接種化されました。

■成果指標

指標名	当初値	上段：H27 中間値 下段：H27 現状値	H32 目標値	指標の内容
メタボリック予備群（男性） （全国平均 26.2%）	25.0% （H21年）	24.5%以下 ○ 22.4% （H26年）	20.0%以下 （H31年）	男性のメタボリック予備群の割合 （予備群判定者数／健診受診者数）
メタボリック予備群（女性） （全国平均 9.0%）	14.8% （H21年）	8.1%以下 ○ 7.8% （H26年）	8.0%以下 （H31年）	女性のメタボリック予備群の割合 （予備群判定者数／健診受診者数）
特定健康診査受診率	16.2% （H21年）	65.0% × 17.2% （H22～26年度平均）	24.7% （H27～31年度平均）	特定健康診査の受診率 （健診受診者数／健診対象者数）

■主な実施予定事業

健康増進事業

各種予防接種事業

母子保健事業

成人保健事業



（基本健診（セット健診））



（乳幼児 フッ素塗布）

2) 医療

■現状と課題

これまで古平町の地域医療は、小樽掖済会病院附属古平診療所が担っていたが、現在は平成28年度に開設した町立診療所が担っております。

また、有床診療など医療を安定的に提供するために指定管理者制度を導入し、安心・安全な医療提供体制の構築に努めています。

町民アンケート調査の今後の重要施策でも「医療機関の状況」が重要と回答する割合が最も多かったことから分かるように、引き続き、安心できる医療提供体制の構築が求められています。

また近隣市町の医療機関と連携して、^{※1}周産期医療、救急医療の維持が求められています。

【医療施設数】

年度	施設				
	病院		一般診療所		歯科診療所 (施設数)
	施設数	病床数	施設数	病床数	
古平町	0	0	1	18	2
後志管内	25	4,504	174	522	137

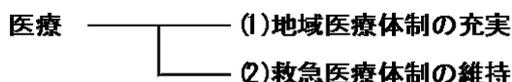
(資料：後志地域保健情報年報（平成23年10月1日現在）)

【医療従事者数】

年度	保健医療従事者								
	医師	歯科医師	薬剤師	歯科衛生士	歯科技工士	保健師	助産師	看護師	准看護師
古平町	2	2	3	1	0	4	0	2	9
後志管内	333	132	443	176	42	46	26	1,511	749

(資料：後志地域保健情報年報（平成23年10月1日現在）)

■施策の体系



■主要施策の内容

(1) 地域医療体制の充実

町民が常に安心して医療を受けられるよう、町立診療所の安定経営に努めます。

また、安心・安全な出産、育児が出来るように近隣市町村と連携し、周産期医療の維持を進めるとともに、妊婦健診の通院に係る費用負担の軽減にも努めます。

※1 周産期医療：出産前後（妊娠22週から生後満7日未満）の母体・胎児や新生児に対する医療のこと

（２）救急医療体制の維持

救急患者が症状等に応じて、迅速かつ適切な医療が受けられるよう町内外の医療機関と連携し、救急医療体制の維持・安定に努めます。

■成果指標

指標名	当初値	上段：H27 中間値 下段：H27 現状値	H32 目標値	指標の内容
医療体制に対する満足度	27.4%	50.0% × 15.9%	50.0%	古平町の医療体制に対する町民の満足度の割合

■主な実施予定事業

- 町立診療所の運営・管理事業
- 余市協会病院救急医療支援事業
- 小樽協会病院周産期医療支援事業
- 小樽後志二次救急医療運営事業



（受付の様子）

3) 高齢者福祉

■現状と課題

古平町の高齢化率は40.9%であり、今後も増加することが予想されます。このため高齢化社会を支える制度や体制の整備・充実が求められています。

高齢者が生き生きと自立した生活を送るためには、要介護状態への進行を予防する必要がありますが、平成29年度から『介護予防・日常生活支援総合事業』へと制度移行することから、現在、介護予防生活支援対策事業として実施している「生きがい活動支援通所事業」や「通院支援助成事業」、「除雪サービス事業」などに加えボランティア団体などの地域資源を活用した町事業へと見直す必要があります。

また、高齢化の進行と併せて独居高齢者の増加があり、これらの人々が地域の中で孤立することなく、安心して生活できるような支援が必要となっています。そのため町では、平成15年に独居生活に不安のある高齢者の入居施設として高齢者生活支援ハウスと高齢者の総合相談窓口である在宅介護支援センター（その後、平成19年4月に^{※1}地域包括支援センター）を設置し、「元気プラザ」と名付け、更に、平成22年に社会福祉法人古平福祉会により認知症グループホームや認知症デイサービス等からなる『いきいき生活支援センター「風花」』が開設（平成27年4月、認知症グループホーム18床へ増床）され、平成26年には高齢者住宅と介護支援スペースや地域コミュニティスペースを完備した高齢者複合施設『ほほえみくらす』を開設し、総合的な対策を図ってきましたが、さらに質の高いサービス提供を行っていかねばなりません。特別養護老人ホーム等への入所については、今後の需要を適切に見極め、施設整備等を検討する必要があります。

高齢者の生活にかかわる重要な制度や仕組みは、非常に複雑化しており、理解不足によって不利益がもたらされる恐れもあります。高齢者がこれらに対する理解を深めるため、高齢者の視点に立った分かりやすい情報の発信や地域の中で普及・啓発を進めることが重要となってきます。そのため地域福祉ボランティア団体などの関係機関とより一層の連絡体制を構築する仕組みが必要となります。

平成21年4月から、後志16町村で構成する^{※2}後志広域連合で介護保険事業を運営しています。古平町民が円滑に制度等を利用できるように構成町村として、積極的に広域連合組織の運営に関わる必要があります。

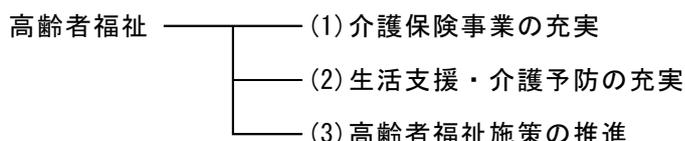
【高齢者人口及び高齢化率の推移】

区分	昭和30	昭和35	昭和40	昭和45	昭和50	昭和55	昭和60	平成2	平成7	平成12	平成17	平成22	平成27
総人口(人)	10,073	9,555	8,446	7,304	6,648	5,901	5,456	4,967	4,654	4,318	4,021	3,815	3,370
高齢者人口(人)	525	546	625	670	729	719	778	881	1,028	1,197	1,314	1,437	1,380
高齢化率(%)	5.2	5.7	7.4	9.2	11.0	12.2	14.3	17.7	22.1	27.7	32.7	37.7	40.9

注) 平成27は4月1日現在の住民基本台帳

(資料：国勢調査、住民基本台帳)

■施策の体系



※1 地域包括支援センター：地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護マネジメントなどを総合的に行う機関のこと

※2 後志広域連合：行政サービスの向上や行政コストの削減を図るため、後志管内16町村で設立した組織のこと。現在、税の滞納整理、国民健康保険業務、介護保険業務を行っている

■主要施策の内容

（１）介護保険事業の充実

高齢者が介護状態へ進行しても、自分らしく人間らしい生活を送るため、介護サービスの基盤整備を進めるとともに、質の高いサービス提供に努めます。

また、複雑化する制度を理解してもらうため、分かりやすい情報提供や普及・啓発に努めます。

（２）生活支援・介護予防の充実

高齢者一人ひとりの尊厳が保持され、住み慣れた地域や家庭において健康でいきいきと生活できるよう、介護予防・日常生活支援総合事業の推進及び充実に努めます。

そのため、これまでの事業の仕組みに加え、ボランティア団体等の地域資源を活用した町事業の構築、居住環境の整備、医療との連携強化、認知症施策の推進など総合的な日常生活支援事業の推進及び充実に努めます。また、住民やサービス事業者等の意識の共有を図り、自立支援に向けたサービスや支援を展開できるよう生活支援体制の整備に努めます。

（３）高齢者福祉施策の推進

高齢者が住み慣れた地域において安心・安全で生きがいのある生活が継続できるように、一人暮らし高齢者に対する緊急通報体制や見守り体制を強化するとともに、高齢者生活支援ハウスや高齢者複合施設の安定的な運営に努めます。また、高齢者の交流やボランティア団体等の活動の場である地域福祉センターの安定運営に努め、社会参加を推進するための体制整備に努めます。

■成果指標

指標名	当初値	上段：H27 中間値 下段：H27 現状値	H32 目標値	指標の内容
介護サービス受給者の割合	69.5%	70.0% × 68.1% (H22～26 年度平均)	75.0% (H27～31 年度平均)	介護認定を受けている高齢者のうち、介護サービス利用者の割合
お達者高齢者の割合	66.9%	68.5% ○ 77.5% (H22～26 年度平均)	78.0% (H27～31 年度平均)	介護認定を受けていない65歳以上の高齢者の割合
高齢者福祉に対する満足度	57.8%	70.0% × 60.0%	70.0%	高齢者福祉に対する満足度の割合

■主な実施予定事業

- 介護サービス事業
- 介護認定調査事業
- 介護予防生活支援対策事業
- 地域支援事業
- 包括支援センター管理運営事業
- 生活支援ハウス管理運営事業
- 地域福祉センター管理運営事業



（お達者くらぶ（地域支援事業））

II 健康で生きがいと支え合いのあるまち（健康・福祉）

4) 障がい者福祉

■現状と課題

古平町では、古平福祉会により障がい者に対する多種多様な福祉サービスが一体的に提供されており、おおよそ350名もの方がサポートされています。これまでも古平福祉会などの関係機関と連携を図りながら障がい者に対する社会参加や援護・相談に努めてきました。

障がいの状況は、人によって様々であることや障がいのあるなしに拘らず住み慣れた家庭や地域で安心して暮らしたいと思う気持ちは皆、同じです。

そのため、障がいの種類や程度、年齢などに応じたホームヘルプサービスや日常生活用具の給付などが求められています。

また、一人ひとりにあったサービスが提供できるよう、さらには障がい者自らがサービスを選択できるよう相談体制や情報提供の充実が求められています。

【身体障がい者(児)手帳交付状況】

(単位：人)

区 分	種 別					計	
	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声言語障害	肢体不自由	内部障害		
等 級	1 級	3	0	1	29	43	76
	2 級	4	9	0	42	0	55
	3 級	1	2	1	35	12	51
	4 級	0	12	0	62	11	85
	5 級	5	0	0	12	0	17
	6 級	1	8	0	9	0	18
計	14	31	2	189	66	302	

注) 平成27年3月31日現在

(資料：保健福祉課調)

【療育手帳交付状況】

(単位：人)

A (重度)			B (中軽度)			計
18歳未満	18歳以上	小 計	18歳未満	18歳以上	小 計	
3	55	58	4	263	267	325

注) 平成27年3月31日現在

(資料：保健福祉課調)

【精神保健福祉手帳交付状況】

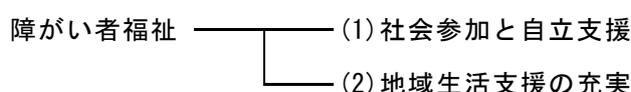
(単位：人)

1 級	2 級	3 級	計
0	12	1	13

注) 平成27年3月31日現在

(資料：保健福祉課調)

■施策の体系



■主要施策の内容

（１）社会参加と自立支援

障がい者が、自立して社会参加をするための相談、就労及びサービス利用など様々な支援や条件整備を総合的に進めます。

また、※1ノーマライゼーション理念の一層の浸透を図るために北海道や関係機関と連携し、啓発活動に努めます。

（２）地域生活支援の充実

障がい者が、地域で共に生活し、活動していくための相談、コミュニケーション、地域活動及び日常生活などの支援を行います

また、地域の住民（ボランティア）、企業、団体及び行政が密接に結びついた地域ネットワークづくりに努めます。

■主な実施予定事業

- 障害者（児）自立支援給付事業
- 障害支援区分認定調査事業
- 地域活動支援事業



（古平福祉会の就労訓練施設「まりんはうすふるびら」）

※1 ノーマライゼーション：障がい者などが地域で普通の生活を営むことを当然とする福祉の基本的な考え

5) 生活福祉

■現状と課題

古平町のひとり親（父子・母子）家庭については、平成22年の国勢調査で父子家庭4世帯・母子家庭21世帯の計25世帯で、全世帯数の約1.6%となっています。近年は若年父子家庭や母子家庭の増加傾向がみられるとともに、育児・家事・教育など家庭の抱える問題も複雑化しています。

そのため、それぞれの生活実態に即した相談・支援体制の充実などが求められています。

本町の生活保護の受給状況は、平成27年12月末で、被保護世帯78世帯、被保護者数100人、保護率29.8パーミル（人口1,000人当たり29.8人）で、後志管内の保護率31.1パーミル以下となっています。

しかしながら後志総合振興局や社会福祉協議会、民生委員と連携して、今後も生活実態に応じた適切な援助・指導により経済的自立をより一層促す必要があります。

【ひとり親家庭の推移】

区 分	平成7	平成12	平成17	平成22
父子家庭 (世帯)	1	2	2	4
母子家庭 (世帯)	14	19	19	21
合計 (世帯)	15	21	21	25

（資料：国勢調査）

【生活保護の推移】

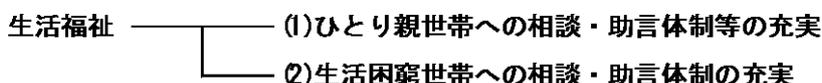
年度	古 平 町			後志管内（小樽市除く）		
	被保護 世帯数	被保護 人 員	保護率 (%)	被保護 世帯数	被保護 人 員	保護率 (%)
平成22年	84	109	28.3	2,264	3,269	31.8
平成23年	88	120	31.9	2,279	3,294	32.5
平成24年	80	104	28.3	2,231	3,165	31.6
平成25年	83	103	28.8	2,223	3,123	31.7
平成26年	78	100	28.6	2,206	3,060	31.5

注1) 各年とも4月現在

（資料：後志総合振興局）

注2) 保護率は1,000人当たり

■施策の体系



■主要施策の内容

（１）ひとり親世帯への相談・助言体制等の充実

ひとり親（父子・母子）世帯の就職機会の確保や生活安定のため、社会福祉協議会、幼児センター及びハローワーク等と連携し、支援や相談・助言体制の充実に努めます。

また、ひとり親世帯の父、母及び児童の医療費の一部に対して助成をし、保健の向上と福祉の増進を図ります。

（２）生活困窮世帯への相談・助言体制の充実

生活の安定や就職等、生活自立援護を効果的に促進するため、社会福祉協議会や民生委員と連携し、生活困窮者自立支援制度の活用を含め、支援や相談・助言体制の充実に努めます。

■主な実施予定事業

社会福祉委員（民生委員）設置事業

6) 国民健康保険

■現状と課題

国民健康保険特別会計の状況は、国・道の支援、さらには町の一般会計からの繰入支援を受け決算を了しています。平成26年度決算では、一般会計からの繰入支援を除いた単年度収支はおおよそ7千万円もの累積赤字を抱えています。その原因は様々考えられますが、後志管内の平均よりも高い一人当たりの医療費や町内の景気低迷などから国民健康保険税収の落ち込みが大きな要因となっています。

今後は、国民健康保険加入者の健康づくりや生活習慣病の早期発見・早期治療を実施することで医療費の増大を抑えることや収納率の向上による自主財源の確保などが必要となります。

平成21年4月から後志16町村で構成する※1後志広域連合が国民健康保険事業を運営しており、古平町民が円滑に制度等を利用できるように構成町村として積極的に広域連合組織の運営に関わる必要があります。

また、平成30年度からは都道府県が財政運営の主体となり、市町村と共同して国民健康保険事業を運営することとなります。

さらに平成20年4月に75歳以上の方全員を対象とした後期高齢者医療制度も開始され、平成27年3月末で792人が北海道全179市町村で組織する※2北海道後期高齢者医療広域連合に加入しています。今後もこの広域連合と連携して事業を円滑に進めるよう努めなければなりません。

【国民健康保険事業の推移】

(単位：人、%、円)

年 度	人 口 ①	国民健康保険の状況				
		被保険者数②	割合 ②/①	保険給付費	一人当たりの医療費	収納率
平成22年度	3,751	1,293	34.5%	463,736,369	482,900	86.6%
平成23年度	3,642	1,244	34.2%	442,613,815	481,720	88.2%
平成24年度	3,540	1,188	33.6%	373,416,985	419,340	88.3%
平成25年度	3,454	1,113	32.2%	390,633,666	462,387	90.4%
平成26年度	3,370	1,063	31.5%	399,017,670	497,183	84.9%

注) 人口、被保険者は年度末現在

(資料：住民基本台帳)

(資料：国民健康保険事業状況(国保連合会))

(資料：国民健康保険事業特別会計決算説明書)

■施策の体系

国民健康保険 ————— 国民健康保険事業の健全経営

※1 後志広域連合：行政サービスの向上や行政コストの削減を図るため、後志管内16町村で設立した組織のこと。現在、税の滞納整理、国民健康保険業務、介護保険業務を行っている

※2 北海道後期高齢者医療広域連合：北海道全ての市町村が加入し、後期高齢者医療制度の運営を行っている組織のこと

■主要施策の内容

（１）国民健康保険事業の健全経営

健全で安定的かつ持続可能な国民健康保険財政にするために、既に策定済みである国民健康保険財政健全化計画と整合性を図りながら、被保険者の健康管理、一人当たりの医療費の適正化及び国民健康保険税の収納率向上などに努めます。

また、後志広域連合や北海道後期高齢者医療広域連合と密接に連携した事業運営を促進します。

■成果指標

指標名	当初値	上段：H27 中間値 下段：H27 現状値	H32 目標値	指標の内容
国民健康保険税収納率 （現年課税分）	88.7% （H21年）	90% × 87.7% （H22～26年度平均）	92% （H27～31年度平均）	国民健康保険税の収納率 （収納額／課税予定額）
一人当たりの年間医療費	413,000円 （H20年）	370,000円以下 × 468,706円 （H22～26年度平均）	416,746円以下 （H27～31年度平均）	国民健康保険加入者1人当たりの年間医療費

■主な実施予定事業

- 医療費適正化計画の推進
- 特定健診
- 特定保健指導

1) 都市計画

■現状と課題

古平町は、東西に流れる古平川と丸山川の河口周辺に人口が集中して市街地を形成しています。総面積188.41km²うち、6.82 km²を都市計画区域、その1.43 km²を用途区域と設定して、道路や公園などの都市施設さらには歩道整備や歩車道段差解消などの都市機能の充実に努めてきました。

しかし防災機能や中心地域のにぎわいの喪失、さらには国道の再整備動向などの課題もあることから、子どもから高齢者までが安心して暮らせる都市環境の充実が求められています。

【都市公園】

種別	公園名	計画決定面積 (ha)
※1 街区公園	あけぼの公園	0.19
	まるやま公園	0.22
	みどり公園	0.47
	きよおか公園	0.13
	さわえ公園	0.28
	さかえ公園	0.29
※2 地区公園	中島公園	3.00

（資料：都市公園等整備現況調査（平成26年度末））

■施策の体系

都市計画 ————— 都市計画の推進

■主要施策の内容

（1）都市計画の推進

都市計画や都市施設の整備については、都市計画に関する基本的な方針を定めた古平町都市計画マスタープランに則して、住民参加による多様な主体と行政との協働によりその推進に努めます。

マスタープランにおける都市づくりの目標

- ①安心・安全な都市づくり
- ②自然を保全・活用した都市づくり
- ③都市運営コストの軽減をめざしたコンパクトな都市づくり など

※1 街区公園 : 半径 250m 程度の街区に居住する人々が利用する 0.25ha を標準とする公園のこと

※2 地区公園 : 半径 1 km 程度の圏内に居住する人々が利用する 4ha を標準とする公園のこと

■成果指標

指標名	当初値	上段：H27 中間値 下段：H27 現状値	H32 目標値	指標の内容
都市公園に対する満足度	29.0%	40.0% × 31.5%	50.0%	都市公園に対する町民満足度の割合

■主な実施予定事業

- 公園整備事業
- ※³地籍調査事業



（まるやま公園で遊ぶ子どもたち）



（中島スポーツレクリエーション広場での少年野球大会）

※³ 地籍調査：一筆ごとの土地について、所有者、地番、地目を調査するとともに境界と面積を測量すること

2) 道路・河川

■現状と課題

古平町には、国道229号、道道古平神恵内線、道道蕨台古平線と町道134路線があり、住民生活や産業活動にとって不可欠なものとなっています。

しかし国道に1箇所クランクが存在し、安全確保の妨げになっています。道道古平神恵内線は、吹雪で頻りに通行止めになるため代替路としての道道蕨台古平線の早期開通が望まれています。また、海岸沿いの国道が津波によって通行不能となることを想定した場合、余市町又は仁木町に通ずる新たな道路の必要性も高まっています

町道については新設整備の必要性は少ないものの老朽化の激しい路線や歩道がない路線の適切な改修や維持管理により、円滑な交通確保と良好な歩行空間が求められています。

河川については、2級河川の古平川、沖村川及び古平冷水川、準用河川の冷水川と普通河川が32河川ありますが、平成22年7月の古平川のはん濫を契機に堤防の嵩上げや中州の土砂除去、護岸改修など安心・安全な川づくりが急務となっています。

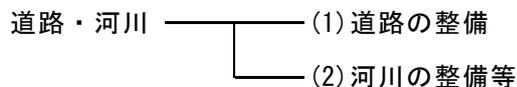
さらに町民が親しみの持てる水辺環境の整備も求められています。

【道路状況】

区 分	実延長 (Km)	改良済		舗装済	
		延長 (km)	率 (%)	延長 (km)	率 (%)
国 道	7.7	7.7	100.0	7.7	100.0
道 道	23.1	23.1	100.0	23.1	100.0
町 道	68.0	42.9	63.1	36.8	54.1

（資料：道路現況調書（平成27年4月1日現在））

■施策の体系



■主要施策の内容

(1) 道路の整備

国道・道道については、安全通行等を確保するために次の事項を継続して関係機関へ要望していきます。

- ・ 国道229号のクランク解消のための線形改良等
- ・ 道道古平神恵内線の泥の木橋の拡幅
- ・ 道道蕨台古平線の早期開通
- ・ 余市町又は仁木町への新道路の整備

町道については、適切な維持管理に努めるとともに、高校通線の線形改良を行います。

また、*1 橋梁長寿命化計画に沿って計画的に橋梁の点検・補修を行います。

*1 橋梁長寿命化計画 : 橋梁の安全性の確保や効率的な維持管理ができるよう、修繕の予定を示した計画のこと

（２）河川の整備等

北海道が管理する２級河川の古平川は、平成22年７月のはん濫を教訓として、堤防の嵩上げや中州の土砂除去、護岸改修など早期の完成を要望します。

また、町が管理する普通河川については、災害危険個所の早期発見とその改修に努めます。

■成果指標

指標名	当初値	上段：H27 中間値 下段：H27 現状値	H32 目標値	指標の内容
通学路歩道整備率	71.4%	77.0% × 74.8% (H26年)		学校への通学路における歩道の整備率（歩道整備済延長／通学路の全延長）
橋梁改修整備率	—	10.0% ○ 11.1% (H26年)	66.7% (H31年)	老朽化した橋梁の改修済の割合（改修済橋梁数／改修予定橋梁数）
道路に対する満足度	46.0%	55.0% × 39.8%	65.0%	道路に対する町民満足度の割合
古平川の整備要望事項進捗率	—	25.0% ○ 34.0% (H26年)	100.0% (H31年)	北海道への古平川の整備要望事項の進捗率
河川に対する満足度	46.0%	55.0% × 39.8%	65.0%	河川に対する町民満足度の割合

■主な実施予定事業

- 町道整備工事
- 橋梁長寿命化計画点検・補修事業
- 河川維持管理事業

3) 住宅

■現状と課題

古平町は、他町村と比べて民間による賃貸住宅が少なく、公営住宅への依存率が高い傾向にあります。しかし、その多くは老朽化が進んでいることや所得等による入居制限があるのが現状です。

公営住宅は、老朽住宅の建替や改善を進め、近年の生活様式の変化や核家族化、高齢化等に対応した住宅とすることが望まれています。

さらに人口減少が進む中で町への定住対策として、子育て世帯が安心して子どもを育て、快適に暮らせる住環境の確保や町民だれもが安全で安心して暮らせる住いづくりが求められています。

【住宅の所有関係別構成比】

(単位：%)

区分	持家	公営の借家	民営の借家	給与住宅	間借り	合計
古平町	76.6	14.9	5.0	2.7	0.8	100.0
全道	56.2	7.5	30.8	3.8	1.7	100.0

(資料：国勢調査（平成22年）)

■施策の体系

住宅 ————— 公営住宅等の整備・活用

■主要施策の内容

(1) 公営住宅等の整備・活用

古平町への定住対策の一つとして、住宅に困窮する世帯等が安心して暮らせるよう、老朽化した公営住宅の修繕等を進めます。

また、公営住宅の建替えや長寿命化修繕を行うと伴に、民間賃貸住宅の建設支援、持家リフォーム支援等を行います。

■成果指標

指標名	当初値	上段：H27 中間値 下段：H27 現状値	H32 目標値	指標の内容
公営住宅建替計画進捗率	13.0%	 ○ 40.5% (H26年)	78.3% (H31年)	老朽化した公営住宅の建替済進捗率 (建替済住宅数/計画住宅数)
公営住宅に対する満足度	19.0%	25.0% × 20.5%	42.0%	公営住宅に対する満足度の割合

■主な実施予定事業

- 公営住宅維持管理事業
- 公営住宅建替事業
- 公営住宅長寿命化修繕事業
- 新築・中古住宅購入助成事業
- 持家リフォーム支援事業
- 家賃補助事業
- 民間賃貸住宅建設支援事業



（H27_清川団地）

4) 上下水道

■現状と課題

古平町の水道は、昭和40年古平川水系泥の木川に水源を求めて創設して以来、増大する水需要に対応して給水区域の拡大及び施設整備を行ってきました。下水道は、平成11年に事業認可を受け、平成16年3月から一部区域で供用開始し、順次、普及に努めてきました。平成26年度末の水道普及率は97.2%、下水道接続率は52.5%であり、これまでの「建設・拡張」から「適正な維持管理」へと移行しています。

今後も安全でおいしい水を安定的に供給するために水質管理、漏水調査及び老朽化した水道管の更新等が課題となっています。また、下水道については水質保全の確保等の観点から接続率の向上や未整備地区の解消が求められています。

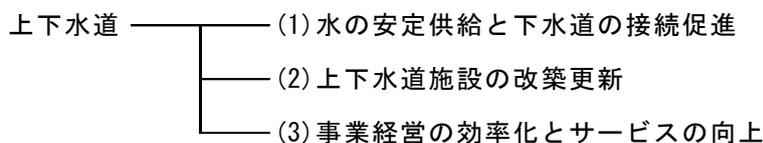
人口減少や高齢化社会への移行など社会情勢への変化に対応できる効率的な経営を行わなければならないとともに、近年頻繁に発生する自然災害に対応した災害に強い施設管理が求められています。

【水道事業給水状況 及び 下水道接続率】

年度	水道事業					下水道事業					
	給水戸数（戸）					人口（人）	給水人口（人）	普及率（%）	区域内戸数（戸）	接続戸数（戸）	接続率（%）
	一般用	団体用	営業用	その他	計						
平成22年度	1,416	53	38	2	1,509	3,769	3,660	97.1%	1,381	625	45.3%
平成23年度	1,400	53	38	2	1,493	3,659	3,547	96.9%	1,362	640	47.0%
平成24年度	1,381	53	38	2	1,474	3,564	3,458	97.0%	1,321	661	50.0%
平成25年度	1,357	55	38	3	1,453	3,454	3,358	97.2%	1,305	673	51.6%
平成26年度	1,332	56	34	3	1,425	3,370	3,276	97.2%	1,301	683	52.5%

（資料：建設水道課調）

■施策の体系



■主要施策の内容

(1) 水の安定供給と下水道の接続促進

町民の生活及び産業活動に欠かすことのできない水道水を引き続き安定的に供給します。

また、川や海などの水質保全や公衆衛生の向上を図ることや、下水道事業の安定化のため、各家庭の下水道への接続率を向上させることに努めます。

（２）上下水道施設の改築更新

上水道は※1 有収率を維持し、安定的に水道水を供給するため、漏水、異常個所の早期発見、修理に努めます。

また、上下水道施設の改修及び更新については、その方法や性能、効率を重視、優先順位を付けて計画的に行います。

（３）事業経営の効率化とサービスの向上

上下水道業務に係る事務経費や施設の維持管理経費などの節減に努めます。

それにより経済性を重視した経営の合理化とともに、業務処理の効率化を目指します。

■成果指標

指標名	当初値	上段：H27 中間値 下段：H27 現状値	H32 目標値	指標の内容
下水道接続率	44.9%	60.0% × 52.5% (H26 年)	73.0% (H31 年)	下水道への接続割合 (接続戸数/供用区域内戸数)
配水管布設替進捗率	38.0%	70.0% × 61.4% (H26 年)	100.0% (H31 年)	老朽化した配水管の布設替の進捗率
上下水道に対する満足度	46.0%	55.0% ○ 56.0%	65.0%	上下水道に対する町民満足度の割合

■主な実施予定事業

- 上水道施設維持管理事業
- 上水道配水管布設替事業
- 下水道施設維持管理事業
- 下水道接続促進事業
- 下水道施設長寿命化修繕事業



（老朽配水管布設替）

※1 有収率：水道事業者が提供する水量と料金として収入のあった水量の比率のこと。有収率が高ければ漏水などの事故が少ないことを意味します

5) 交通

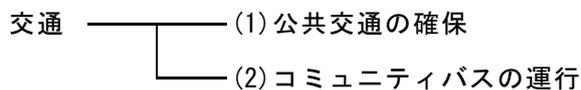
■現状と課題

古平町における唯一の公共交通機関は、バス事業者が運行する路線バスだけで、それ以外の交通機関は町が運行するコミュニティバスです。交通手段が少ない本町では、町民だれもが安全に安心して移動できる人にやさしい交通環境づくりを進める必要があります。

路線バスについては、おおむね1時間に1本の運行ですが、利用者の利便性から運行本数の維持が求められています。

またコミュニティバスは、町内の主要公共施設を結ぶ運行ですが、高齢者等の必要不可欠な交通手段であるため運行の継続が必要です。

■施策の体系



■主要施策の内容

(1) 公共交通の確保

古平町から町外へ通学、通院及び買い物等に路線バスは欠かせないものとなっていることから、運行本数の維持を目的にバス事業者への運営補助を継続します。

しかし、人口減少に伴う利用者の減により、その維持が困難となる可能性もあるため、近隣市町村と連携を深め、地域の実情を国等へ要望することにも努めます。

(2) コミュニティバスの運行

自家用車を所有しない高齢者等にとって、温泉施設と元気プラザ等を結んで町内を巡回しているコミュニティバスは、路線バスと同様に欠かせないものとなっています。

今後も町民の利便性を考慮した運行形態に努めます。

■主な実施予定事業

公共交通確保対策事業

コミュニティバス運行事業



(民間事業者による路線バス)



(古平町によるコミュニティバス)

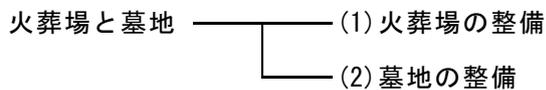
6) 火葬場と墓地

■現状と課題

古平町には、昭和49年に建設した火葬場があり、年間の火葬件数は平均60件程度であります。築40年以上経過し、老朽化しているため、これまでは業務に支障が出ないように定期的に保守点検や修繕を行ってききましたが、今後は計画的な改修・建替が課題となってきます。

墓地については、毎年6～9月に仮設水道の設置、お盆時期の照明点灯や仮設トイレの設置を行い、親しみが持てる墓地環境を整備しています。しかし今後は、新墓地地区の区画数が残り少なくなっていることと、合同墓の希望が増大してきているため、墓所需要を適切に見極め拡張・造成が課題となってきます。

■施策の体系



■主要施策の内容

(1) 火葬場の整備

火葬炉等について、定期的な保守点検や修繕に努めます。

老朽化している火葬場については、計画的な改修・建替えを検討していきます。

(2) 墓地の整備

夏期の水道供給、お盆時期の臨時照明灯・仮設トイレの設置を継続して実施し、親しみが持てる墓地環境の整備に引き続き努めます。

また、墓所需要の推移を見極め、墓地内の空地の活用を視野に入れ、合同墓の設置についても検討していきます。

■主な実施予定事業

- 火葬場管理運営事業
- 墓地管理運営事業



(火葬場)

7) 廃棄物処理

■現状と課題

古平町の一般廃棄物の処理は、燃やせるごみ（可燃）・燃やせないごみ（不燃）・プラスチック類・資源物・粗大ごみに分別しています。可燃と資源物は、北後志1市5町村で組織する「北しりべし廃棄物処理広域連合」で処理し、不燃と粗大ごみは町のクリーンセンター、プラスチック類は民間業者に委託して処理しています。

平成14年9月からごみの有料化を実施し、それとともに生ごみ処理機購入助成などでごみの減量化を図ってきました。

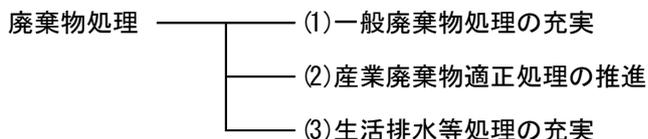
今後も、社会の大きな流れである^{※1}循環型社会の形成に向けた、ごみの排出抑制や再資源化へより一層の町民意識の高揚に努めることが求められます。それと併せて、今後も増加が懸念される不法投棄に対して啓発活動の実施や監視体制が重要となります。

産業廃棄物については、排出事業者に対して更なる発生抑制や適正な処理に向け、指導や啓発を進めていく必要があります。

生活排水処理については、下水道処理区域外の合併処理浄化槽の推進等の広報・啓発活動を引き続き実施し、良好な環境保全に努める必要があります。

また、下水道未接続家庭のし尿処理等については、北後志5町村で組織する「北後志衛生施設組合」が一括管理し、し尿収集も定期的に行うなど円滑に実施されていますが、組合の処理施設の老朽化が課題となっています。

■施策の体系



■主要施策の内容

(1) 一般廃棄物処理の充実

ごみの^{※2}3Rへの取組を進めるため、関連する情報の提供や先進的な取組事例を紹介し、特に各家庭から排出されるごみや資源物の分別については、新たに使用済小型家電の無料回収を開始したほか、ミックスペーパーの分別回収を実施していきます。さらに、町民から要望が多かった粗大ごみの回収については、収集運搬を年2回程度実施していきます。

また、不燃物を埋め立てるクリーンセンターについては、施設建設に多額の費用を要するため、適切な維持管理を行い、耐用年数を延ばすことに努めます。

不法投棄を未然に防止するため、警察などの関係機関と連携して、啓発活動やパトロールの実施など監視体制を強化します。

※1 循環型社会 : モノ（資源）を有効に使用し、使えるものは処分せずにリサイクルするなど、環境に負担をかけない社会のこと

※2 3R【スリーアール】 : 廃棄物の発生を減らし、資源を有効利用するための取組を三段階（発生抑制=Reduce、再使用=Reuse、資源化=Recycle）に分けてあらわしたもの

（２）産業廃棄物適正処理の推進

排出業者に対して、３Ｒへの取組を啓発するとともに、廃棄物を適正に処理するよう指導や助言に努めます。

（３）生活排水等処理の充実

下水道処理区域外の環境保全を図るため、合併処理浄化槽の普及等の啓発に努めます。

また、下水道未接続世帯等のし尿・浄化槽汚泥の収集、運搬及び最終処分については、※³ 北後志衛生施設組合の構成町村として、引き続き行うとともに、組合施設の老朽化に伴う施設整備については、構成町村と連携して最善の方策を検討します。

■成果指標

指標名	当初値	上段：H27 中間値 下段：H27 現状値	H32 目標値	指標の内容
町民一人1日当たりのごみ排出量	617g/人・日 (H21年)	590g 以下/人・日 × 647g/人・日 (H22～26年度平均)	600g 以下/人・日 (H27～31年度平均)	町民一人当たりが1日に排出するごみの量
町民一人1日当たりの資源物排出量	109g/人・日 (H21年)	115g/人・日 × 106g/人・日 (H22～26年度平均)	120g/人・日 (H27～31年度平均)	町民一人当たりが1日に排出する資源物の量

■主な実施予定事業

- 廃棄物収集運搬・処理事業
- クリーンセンター管理運営事業
- ごみ減量化対策事業
- 不法投棄廃棄物対策事業



（ごみ収集）



（クリーンセンター）

※³ 北後志衛生施設組合：し尿や浄化槽汚泥を共同で処理するため、北後志5町村で設立している組織のこと

Ⅲ 安心・安全・快適な住みよいまち（生活・環境）

【一般廃棄物収集量の推移】

（単位：トン）

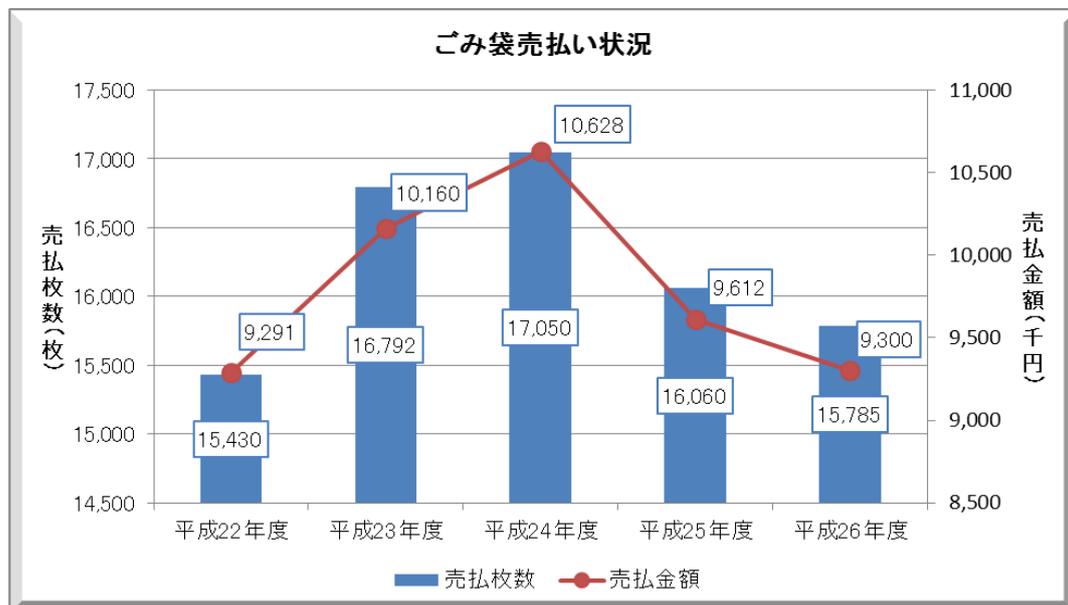
種別	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
可燃物	730.6	740.7	706.9	666.9	651.8
不燃物	78.0	81.2	71.0	67.5	69.6
プラスチック類	70.6	71.5	69.4	74.3	69.9
資源物	141.6	139.5	130.4	138.0	140.9
合計	1,020.8	1,032.9	977.7	946.7	932.2

（資料：民生課調）

【ごみ袋売払い状況の推移】

区分	売払枚数（枚）					売払金額（千円）					
	H22	H23	H24	H25	H26	H22	H23	H24	H25	H26	
可燃	大	1,315	1,735	1,910	1,310	1,175	1,578	2,082	2,292	1,572	1,410
	中	4,870	4,975	4,985	4,710	4,545	2,922	2,985	2,991	2,826	2,727
	小	4,510	5,342	4,870	4,935	4,785	1,353	1,603	1,461	1,480	1,436
	計	10,695	12,052	11,765	10,955	10,505	5,853	6,670	6,744	5,878	5,573
不燃	大	275	330	413	250	285	330	396	496	300	342
	中	725	440	495	585	475	435	264	297	351	285
	小	395	470	480	505	515	119	141	144	152	154
	計	1,395	1,240	1,388	1,340	1,275	884	801	937	803	781
プラスチック類	大	1,100	1,160	1,257	1,305	1,220	1,320	1,392	1,508	1,566	1,464
	中	1,875	1,985	2,155	2,090	2,155	1,125	1,191	1,293	1,254	1,293
	小	365	355	485	370	630	109	106	146	111	189
	計	3,340	3,500	3,897	3,765	4,005	2,554	2,689	2,947	2,931	2,946
合計	15,430	16,792	17,050	16,060	15,785	9,291	10,160	10,628	9,612	9,300	

（資料：民生課調）



8) 環境衛生

■現状と課題

快適で清潔なまちとなるよう町内外の各団体等が毎年、ボランティアで清掃活動を実施しています。今後は町民と行政が一緒になって環境美化に対する意識を高め、共に活動することが重要となってきます。

現在、古平町の在犬は150頭程度で、毎年、春と秋の畜犬登録時に飼育に関するモラル向上に助言を行っているとともに、犬の登録制度についても周知を図っています。野犬もほとんど発生していなく、これまでどおり狂犬病予防注射を適正に実施していくことが求められます。

一方、猫についての餌やり、糞尿等の苦情が絶えないことから、対応に苦慮している状況にあり、効果を得られる対策が求められています。

■施策の体系

環境衛生 ————— 生活環境の改善

■主要施策の内容

(1) 生活環境の改善

町民等との協働による町内清掃美化運動の実施を検討し、その運動を通じて町全体の環境美化に対する意識を高めるよう努めます。

また、狂犬病予防対策は適正に実施し、猫については効果的な解決法が見当たらないところではありますが、地道に広報活動を実施していきます。

■成果指標

指標名	当初値	上段：H27 中間値 下段：H27 現状値	H32 目標値	指標の内容
清掃美化に対する満足度	—	▲ 31.5%	▲	清掃美化に対する町民満足度の割合

■主な実施予定事業

□町民等との協働による清掃美化事業



(みどりの日のクリーンキャンペーン)

9) 防災・危機管理

■現状と課題

古平町は、多くの急傾斜地や海岸などの自然的な条件から大雨や台風、地震等の発生により河川のはん濫、がけ崩れや地滑り、津波・高潮などの発生が懸念される地形環境にあります。

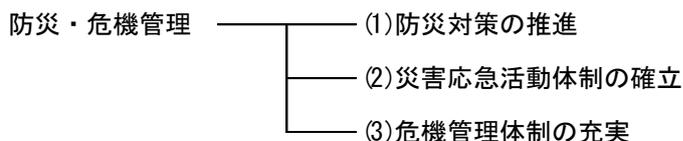
現に平成22年7月の大雨により、古平川がはん濫し、床上浸水27世帯と大きな被害が発生し、町民の災害に関する関心は高まっています。

また、平成21年より災害が発生した際に深刻な被害が想定される高齢者や障がい者などの避難行動要支援者の把握やその対応に努めています。

総合的な防災対策として、古平川の河川改修などのハード事業と併せて、避難訓練等のソフト事業を効果的に進めることが求められています。

防災情報を町民へ一斉伝達する^{※1}同報系地域防災無線が平成26年に整備され、迅速で正確な情報伝達手段が確保されたことから、今後は情報伝達と避難行動の連携強化のため住民避難訓練の充実が求められている。

■施策の体系



■主要施策の内容

(1) 防災対策の推進

地震、洪水、がけ崩れなどの自然災害を未然に防止するため、小樽建設管理部などの関係機関と連携し、危険個所の把握・点検を進めるとともに改修工事等を計画的に進めます。

また、地域住民の自主防災活動を促進するため、防災意識の高揚と防災知識の啓発に努めます。

(2) 災害応急活動体制の確立

平成22年7月29日の豪雨災害の経験から、災害時の初動体制として地域住民への迅速な情報伝達が最重要であることが再認識されたところです。

防災情報を一斉伝達する同報系地域防災無線等の整備が図られたことから、町内会等との協働による住民避難訓練の充実に努めます。

高齢者や障がい者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者は、避難支援プランに基づき組織的な支援体制の充実に努めます。

また、消防などの防災関係機関や地元商工業者との協力体制の確立にも努めます。

※1 同報系地域防災無線 : 災害時の避難情報等を屋外スピーカーや戸別受信機により、サイレンや音声で住民にお知らせするシステムのこと

（３）危機管理体制の充実

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に示す非常事態が発生した際に適切かつ速やかに住民の生命と財産を保護するため、古平町国民保護計画に基づいた体制づくりを進めるとともに、国や北海道及び関係機関との連絡体制の確立を図ります。

■成果指標

指標名	当初値	上段：H27 中間値 下段：H27 現状値	H32 目標値	指標の内容
防災訓練参加者割合	—	— △ 17.0% (H22～26年度平均)	20.0% (H27～31年度平均)	防災訓練に参加した住民の割合（参加者数/対象町内会人数）
避難場所・避難所を知っている住民の割合	—	▲ △ 87.5%	100.0%	避難場所・避難所を知っている住民の割合
一斉情報伝達体制の整備率	—	100.0% ○ 100.0% (H26年)	➡	同報系地域防災無線などの一斉情報伝達体制の整備率

■主な実施予定事業

- 防災備蓄品整備事業
- 国民保護計画見直し策定
- 住民避難訓練の実施



(H22. 7. 29_豪雨災害時の古平川)



(H26_防災無線屋外拡声子局)

10) 消防・救急

■現状と課題

古平町の消防・救急体制は、昭和49年に設立された^{※1}北後志消防組合が担い、本部を余市町に置き、本町には古平支署が設置されています。

消防については、昭和24年の西部地区の大火を経験しているものの、年数の経過とともに、町民の防災意識の低下が危惧されている。

住宅火災警報器の設置率は、平成23年義務化当初38.0%と近隣町村に比較して大きく低迷していたが、予防対策の強化により設置率は平成27年6月現在83.3%に上昇するとともに、平成26年には町内全域に防災無線網が整備されたことで、地域住民はもとより消防職員・消防団員の初動体制の強化も図られた。

また消防団は支署と密接な連携のもと防災活動に携わるなど重要な役割を担っていますが、団員の高齢化や若年層の入団が少ないことから団員確保が急務となっています。

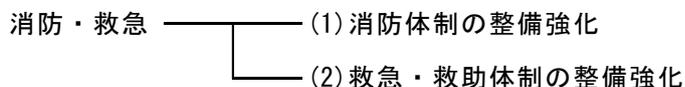
救急については、救急需要や高度な救急救命措置を必要とする事案が年々増加傾向にあるため、救急隊員の質的向上が求められています。

【火災発生件数・救急出動件数】

年度	火災発生 件数 (件)	救急出動 件数 (件)	救急出動					
			うち 町内	うち 余市町	うち 小樽市	うち その他	うち 不搬送	うち Dr.ヘリ
平成22年度	2	213	52	50	89	14	5	3
平成23年度	1	196	28	76	71	12	6	3
平成24年度	0	155	27	61	53	7	6	1
平成25年度	3	196	28	81	64	15	7	1
平成26年度	4	195	29	81	64	9	11	1

(資料：北後志消防組合古平支署調)

■施策の体系



■主要施策の内容

(1) 消防体制の整備強化

火災や災害に迅速かつ的確に対応するため、消防職員と消防団員との連携強化を図ります。さらには複雑多様化する火災に対処するため、消防資機材や^{※2}消防水利の充実を図るとともに、消防団員の確保にも努めます。

また、火災による被害を最小限に防ぐため、広報活動により防火意識を高めることと併せて、一般住宅における住宅用火災警報器の設置を促進することにも努めます。

※1 北後志消防組合：消防や救急業務を共同で処理するため、北後志5町村で設立している組織のこと

※2 消防水利：消防活動を行う際に使用する消火栓や防火水槽等の水利施設のこと

（２）救急・救助体制の整備強化

救急・救助活動の実施に当たっては、医療機関と密接な連携を図り、より迅速な対応に努めます。
 また、平成21年には高規格救急車を購入し、平成25年からは救急救命士を5名体制として強化を図りましたが、複雑多様化する事故や災害に対応するため、救急隊員の応急救助技術の向上と救急資機材の充実に努めます。
 さらに、町民を対象とした救急医療講習会を開催し、応急手当の普及と促進を図ります。

■成果指標

指標名	当初値	上段：H27 中間値 下段：H27 現状値	H32 目標値	指標の内容
消防団員数	59人	65人 × 57人 (H26年)	70人 (H31年)	消防団への入団者数
住宅火災警報器の設置割合	38.0%	100.0% × 83.3% (H26年)	100.0% (H31年)	住宅火災警報器を設置済の割合（設置済住宅数／町内全住宅数）
※3 A E D 設置事業所数	20箇所	25箇所 × 23箇所 (H26年)	30箇所 (H31年)	A E D を設置済の事業所数
応急手当講習会の受講者数	250人	300人 ○ 320人 (H22～26年度平均)	350人 (H27～31年度平均)	応急手当講習会Ⅱ（A E D）の受講者数

■主な実施予定事業

- 小型動力ポンプ付消防自動車購入事業
- 消防ポンプ自動車購入事業



（北後志消防組合古平支署）



（A E D 講習会）

※3 A E D : 自動体外式除細動器の略で、機器が自動的に心臓の状態を解析し、電気的なショックを与え、心臓の働きを戻す医療機器のこと

11) 交通安全と防犯

■現状と課題

古平町は積丹半島の中央部に位置し、特に夏場はドライブ観光等で車両の往来は多い状況にあります。しかし幸いにも死亡交通事故は10年以上発生していません。

これまでは、交通安全に対する町民の意識を高めるために、交通安全指導員や交通安全団体等と協力しながら街頭啓発やPR看板を設置して広報活動を実施してきました。さらには高齢者や子どもを対象とした交通安全教室も開催してきました。

また、防犯対策として、防犯協会、警察、学校、PTA等が一体となって防犯パトロールやチラシ配付等の啓発活動を行ってきました。その結果、全国的に、被害が増加している特殊詐欺については実害件数は無く、町内での犯罪発生件数も極めて少ない状況です。

今後は、町民だれもが安心・安全に暮らせ、明るく住みよいまちとなるよう、これまで以上に交通事故や犯罪のない地域を実現する取組を進める必要があります。

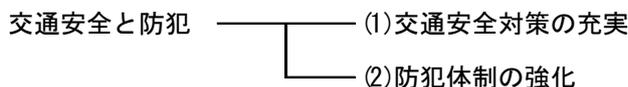
【交通事故死の推移・犯罪発生件数の推移】

年度	交通事故死 件数(件)		犯罪発生 件数(件)	
	古平町	後志 管内	古平町	余市警察 署管内
平成22年	0	18	7	215
平成23年	0	10	11	215
平成24年	0	13	27	238
平成25年	0	13	13	135
平成26年	0	12	10	194

（資料：後志管内市町村交通事故発生状況）

（資料：北後志防犯協会調）

■施策の体系



■主要施策の内容

(1) 交通安全対策の充実

交通安全に対する町民意識を高めるため、チラシやパンフレット等により効果的な啓発運動を進めるとともに、高齢者や就学前児童を中心とした交通安全教室を開催します。

また、町民が安全に暮らせるよう、必要に応じて交通安全施策を整備していきます。

（２）防犯体制の強化

犯罪のない安全で安心な地域づくりのため、防犯パトロールの励行や啓発用品の配付等、防犯協会や警察等関係機関との連携を密にした啓発活動を行います。

さらに、子どもを不審者等から守るため、安全を啓発する看板の設置やマグネットシートを車に装着するなど、地域全体で防犯体制の強化に取り組みます。

■成果指標

指標名	当初値	上段：H27 中間値 下段：H27 現状値	H32 目標値	指標の内容
交通事故死ゼロ運動	1,500 日達成 (H22. 2. 18)	ゼロ期間の更新 ○ 3,500 日達成 (H27. 8. 10)	ゼロ期間の更新	交通事故死が発生しない日数 (期間)
交通安全や犯罪防止の 状況に対する満足度	56.7%	60.0% × 59.4%	65.0%	交通安全や犯罪防止状況に対する 町民満足度の割合

■主な実施予定事業

- 交通安全対策事業
- 防犯協会運営事業



（交通安全推進委員会による交通安全運動）



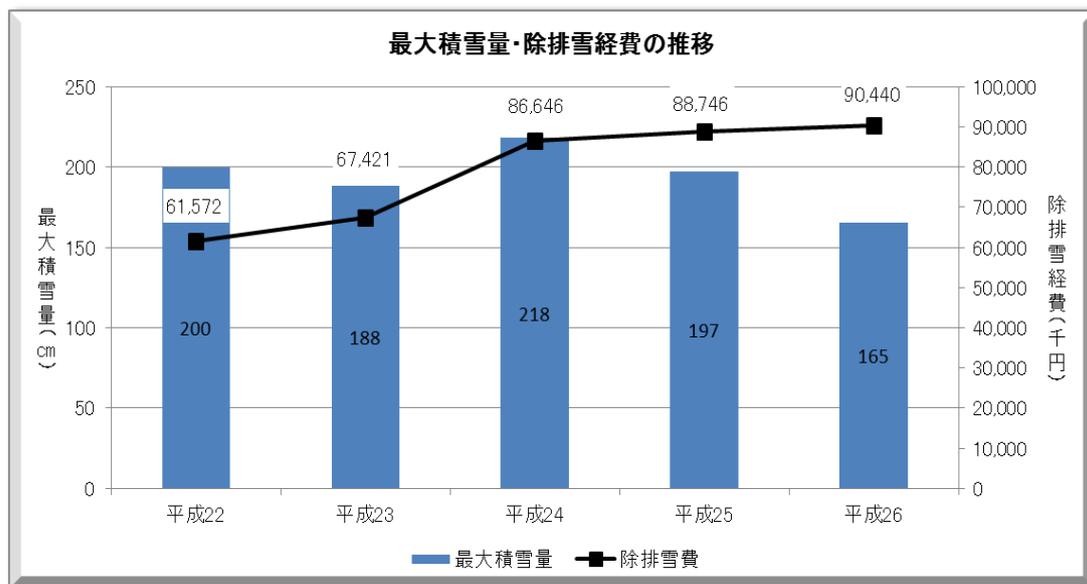
（年末の防犯協会による防犯パトロール）

12) 除排雪

■現状と課題

古平町は特別豪雪地帯に指定されており、冬期間の降雪や吹雪などが町民生活に支障をきたす厳しい環境にあります。そのような中で、町道を中心に広範な除排雪を実施し、安全な冬期交通の確保に努めていますが、道路除雪作業に支障となる路上駐車や交通障害につながる道路への雪出し防止について啓発する必要があります。

今後は、高齢者世帯などにおける除雪後の置雪対策が求められております。



■施策の体系

除排雪 ————— (1)効率的な雪対策の推進

■主要施策の内容

(1) 効率的な雪対策の推進

平成 26 年度から道路除雪基準を 20cm から 15cm に引下げ、更なる通行の安全を確保すると共に置き雪処理の軽減にも資するものと期待しています。

更には、道路除雪業者に対しシャッター装置付除雪車の導入を呼びかけ、きめ細かな除雪と作業の効率化を図ります。

また、除雪の障害となる路上駐車や雪出し行為等の防止について、国道・道道の管理機関と協力してその啓発に努めます。

■成果指標

指標名	当初値	上段：H27 中間値 下段：H27 現状値	H32 目標値	指標の内容
シャッター装置付除雪機械の割合	—	10.0% ○ 27.3% (H26年)	→	除雪車にシャッター装置が装着している割合 (装着済除雪車/全除雪車数)
町道除排雪に対する満足度	50.0%	55.0% × 37.2%	60.0%	除排雪の対する町民満足度の割合

■主な実施予定事業

- 雪寒機械整備事業
- 町道除排雪事業



1) 漁業

■現状と課題

漁業は古平町の基幹産業として地域経済を牽引し、町の発展を支えてきました。

現在の主要魚種は、えび・ほっけ・すけとうだら等ですが、海洋環境の変化などによる水産資源の減少、魚価の低迷、漁業就労者の高齢化や後継者不足など漁家を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。

そのため、「獲る漁業」から「つくり育てる漁業」への転換を図るため、ウニやナマコの種苗放流、ニシンやヒラメ、サクラマスの稚魚放流を行っており、平成27年度からは新たにキタムラサキウニの海中養殖に取り組んでいます。

今後は、漁業経営安定のため、漁業技術の開発や向上への支援、良好な漁場の造成、漁場環境の保全などを推進することが求められています。

平成16年4月に古平漁協、美国漁協、積丹漁協が経営の効率化等を目的に合併し、衛生管理体制の確立や市場統合など漁協機能の集約化に向けて、荷捌き施設等を整備してきました。ブリやウニなど、一部の魚種について集約化が進んでいますが、他魚種についても集約を進めていくことが課題となっています。

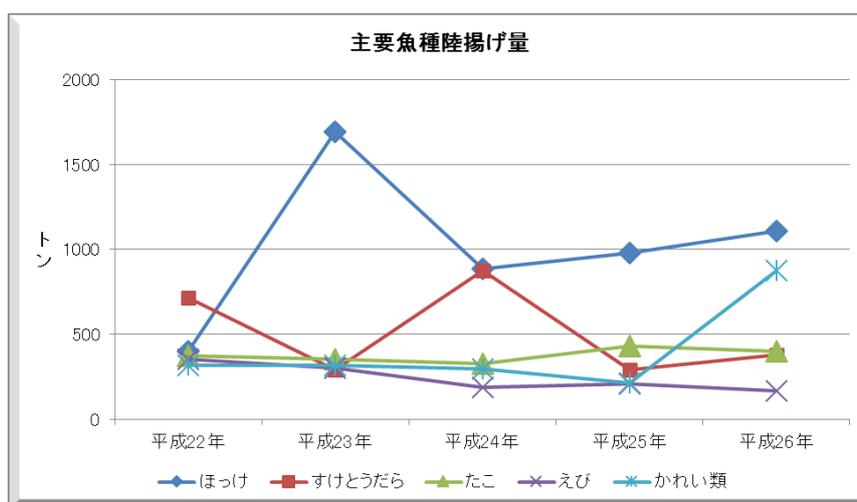
また、国の特定漁港漁場整備計画に基づき古平漁港の防波堤や岸壁などの主要施設の整備が行われており、衛生管理型漁港への転換を図るための施設整備は進んでいますが、安心して安全な水産物を提供するため、講習会の開催など漁業者の衛生管理意識を高める取り組みを進める必要があります。

【主要魚種陸揚げ量の推移】

（単位：トン）

区分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
ほっけ	398	1,689	887	980	1,105
すけとうだら	716	290	876	291	379
たこ	374	354	329	431	398
えび	354	303	187	207	169
かれい類	315	317	296	216	873

（資料：港勢調査）



■施策の体系

- 漁業
- (1) 漁業生産基盤の強化
 - (2) 漁業経営の安定

■主要施策の内容

（１）漁業生産基盤の強化

国の特定漁港漁場整備計画に基づき、漁港とその周辺環境の整備等を行い、産地水産物の流通拠点となるべく※¹ 衛生管理型漁港への転換を図ってきました。今後もハード整備のみならず、ソフト事業を充実させ衛生管理の更なる充実を図ります。

また、※² 磯焼け漁場の解消を図るため、海中林の造成や山林の保全・育成などに取り組むとともに、ニシンやヒラメの稚魚放流やウニの海中養殖など、資源の増産に向けた「つくり育てる漁業」の取組を支援します。

（２）漁業経営の安定

※³ 資源管理型漁業を推進するとともに、漁業担い手の育成や高齢者の就業環境の改善の取組に支援します。

また、魚価の向上による漁家経営の安定化と漁協経営改善の取組を支援します。

さらに、市場に流通しない魚介類や稀少価値の高い魚介類などの未利用資源の有効利用について調査・研究を進めます。

■成果指標

指標名	当初値	上段：H27 中間値 下段：H27 現状値	H32 目標値	指標の内容
磯やけ対策漁場面積	—	— △ 0.5ha (H22～26 年度合計)	2.0ha (H27～31 年度合計)	磯焼け対策に取り組む漁場面積
魚価対策対象魚種数	—	5 × 0 (H22～26 年度合計)	4	付加価値向上に取り組む対象魚種数

■主な実施予定事業

- 漁港管理事業
- 種苗放流事業
- 磯やけ対策事業
- 海中養殖（蓄養）事業
- 特産品販売戦略会議
- 古平ブランド認定事業



（ウニ海中養殖）

※¹ 衛生管理型漁港：作業環境の清潔保持や水産物の鮮度保持など食の安心・安全から衛生管理を行う漁港のこと

※² 磯焼け漁場：海域に生息する海藻が死滅することで水棲生物が減少し、漁業に大きな打撃を与える現象のこと

※³ 資源管理型漁業：乱獲を防ぎ、資源の維持増大を図りつつ、最大の経済的利益を実現する漁業のこと

2) 農業

■現状と課題

古平町の農業は、米・野菜・イチゴを中心に生産していますが、農業経営者の高齢化や後継者不足から農家戸数の減少、^{※1}耕作放棄地の増加など生産体制の弱体化が進んでいます。

このため、今後は農地の高度利用を図るとともに、農地の利用集積などを進め、生産性の高い農業を推進することが必要となります。

また、新規就農対策により、新たな農業の担い手の育成や確保に努め、併せてその新規就農者が古平町に定住する取組も求められます。

本町は、札幌・小樽などの都市圏に隣接しており、農産物の生産出荷だけでなく、体験農業の実施などにより、消費者を本町に呼び込む工夫も必要となっています。

消費者ニーズが多様化している現状では、市場の動向や消費者ニーズの情報収集を的確に行い、それに合った農産物の出荷体制を確立するなど、農業者自らの活動と行政の支援を連動することが求められます。

このことによって小規模であっても活力ある農業を創出できることにつながる可能性があります。

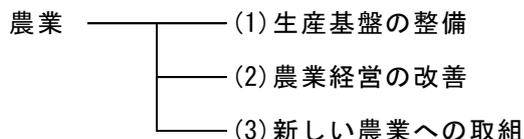
【種類別耕地面積と水稻収穫量】

区分	耕地面積 (ha) (H26)			水稻収穫量 (H26)	
	計	田	畑	作付面積 (ha)	収穫量 (トン)
古平町	92	56	36	16	75
後志管内	※35,200	8,650	26,500	4,850	26,800
後志管内に占める古平町の割合	0.3%	0.6%	0.1%	0.3%	0.3%

(資料：北海道農林水産統計年報H25～26)

(※ 端数調整により誤差有)

■施策の体系



■主要施策の内容

(1) 生産基盤の整備

生産性の高い農業経営を目指すため、飛び地（分断されること）により効率が悪く、生産規模も小さな農地の利用集積を進めます。

また、これに併せて^{※2}遊休農地、耕作放棄地の解消にも努めます。

※1 耕作放棄地： 人手不足で過去1年間耕作されていなく、今後も耕作する予定がない農地のこと

※2 遊休農地： もともとは耕作されていたが、過去1年間耕作されていない農地のこと

（２）農業経営の改善

農業経営の安定を図るため、農業者の高齢化への対応として、収益性の高い作物への転換や新たな販路の開拓（※³契約生産等）の確立に対して支援します。

（３）新しい農業への取組

農業者の高齢化や後継者不足が進む中、次代の担い手を確保するため、新規就農を目指す者に対し、農業技術、経営の習得に関する情報の提供及び相談その他の支援対策に努めます。

■成果指標

指標名	当初値	上段：H27 中間値 下段：H27 現状値	H32 目標値	指標の内容
耕作面積	30ha (H21 年)	— △ 27ha (H27 年)	27ha	耕作面積
新規就農者数	1 人	2 人 × 0 人 (H22～26 年度合計)	3 人	新規に古平町で農業を営む人数
農家 1 戸当たりの耕作面積	114.9a (H21 年)	75a ○ 168.1a (H22～26 年度平均)	155a (H27～31 年度平均)	農家 1 戸当たりの耕作面積

■主な実施予定事業

- 耕作放棄地対策事業
- 農地集積事業
- 新規就農者対策事業



※³ 契約生産等：あらかじめ特定の者（スーパーや小売店等）と売買契約をして農業生産を行うこと

3) 畜産業

■現状と課題

古平町の畜産農家は、現在、600羽程度を飼育する養鶏（採卵）農家1戸のほか、民間事業者1社が、豚を700頭程度、肥育しており道内外へ出荷しています。

■施策の体系

畜産業 ————— 畜産経営の改善

■主要施策の内容

（1）畜産経営の改善

畜産経営の安定を図るため、新たな販路の開拓や商品のPR等について支援します。



4) 林業と森林保全

■現状と課題

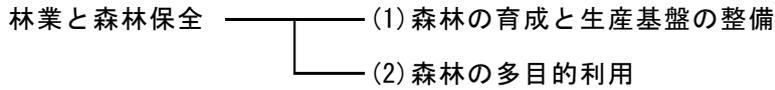
古平町の総面積188.41km²のうち、山林面積は170.94km²で、総面積の90.7%を占めており、そのうち民有林はおおよそ30 km²（3,005ha）、国有林は140 km²（14,088ha）となっています。林業従事者は4人（平成22年国勢調査）であり、本町の全就業者数の0.2%です。

本町では、平成4年から平成16年において林道チョペタン線を整備し、平成21年に北海道治山林道100選で金賞を受賞するなど町民に親しまれましたが、平成22年と23年の豪雨災害により法面が崩壊したことから通行止めとなり、現在は平成30年の開通を目指して、復旧工事を進めている状況です。

また、*¹地球温暖化防止や自然環境保全など森林の果たす役割が見直されていますが、本町においても民有林の計画的な整備により、1.61km²（161ha）の未立木地の解消に努めていく必要があります。

また森林の大切さを理解し、保全に取り組むため植樹祭などを通じて、町民全体へ緑化思想を普及することが求められています。

■施策の体系



■主要施策の内容

（1）森林の育成と生産基盤の整備

平成 25 年度古平町森林整備計画に基づき、町有林、民有林の保全管理に取り組みます。
また、未立木地の解消についても検討します。

（2）森林の多目的利用

森林の持つ様々な機能を最大限に利用し、^{※2} 水資源のかん養や、町民との協働による「植樹祭」の実施など緑化推進に取り組みます。

■成果指標

指標名	当初値	上段：H27 中間値 下段：H27 現状値	H32 目標値	指標の内容
森林整備面積（下刈）	35.5ha (H21年)	30.0ha ○ 35.8ha (H22～26年度平均)	35.0ha (H27～31年度平均)	森林資源の循環利用及び森林資源の保全のために整備する森林面積
森林整備面積（造林）	5.6ha (H21年)	3ha ○ 3.5ha (H22～26年度平均)	5ha (H27～31年度平均)	
植樹祭の参加者数	100人 (H21年)	120人 × 88人 (H22～26年度平均)	150人 (H27～31年度平均)	植樹祭への参加者数

■主な実施予定事業

- 森林整備計画策定
- 森林環境保全整備事業
- 森林整備加速・林業再生基金事業
- 林道チョペタン線維持管理事業



植樹の様子

※1 地球温暖化：地球の大気や海洋の平均温度が上昇していく現象のこと

※2 水資源のかん養：水資源をゆっくり養い育てること

5) 水産加工業

■現状と課題

水産加工業は古平町の基幹産業の1つで、魚卵製品加工や女性の働く場として重要な役割を担ってきましたが、平成26年2月に古平町水産加工業協同組合及び加盟6社の経営破たんと同年3月には1社の自主廃業により生産額とともに、就業人口も減少しました。こうした中で、「ふるびらタラコ」ブランドを守るために、若手後継者が事業の再生に取り組み、同年の秋には2社が再起を果たすこととなりました。また、町外から新たな水産加工会社が1社参入したことで、離職者の就業が促されました。

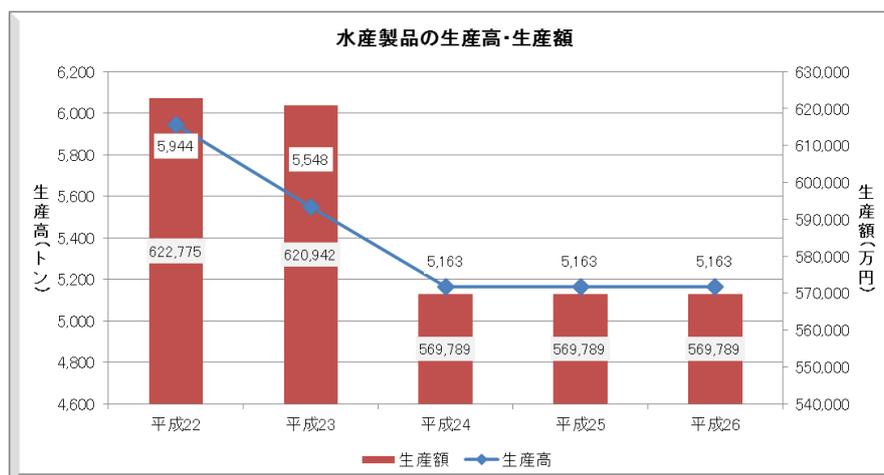
消費者の食の安全に対する意識の高い中で、東しゃこたん漁業協同組合の水産加工施設と民間事業者2社が高度な衛生管理体制の整備を行っています。他の事業者も衛生管理に対する意識は高いものの、施設改修に係る費用負担が高額であることが課題となっています。

また消費者ニーズが多様化していることや生産額が減少している中で、鮮度保持による高付加価値化、新製品開発による生産体制の向上、新たな販売ルート開拓による安定出荷に加え生産量の増加による雇用の拡大が求められています。

【水産製品の生産高・生産額の推移】

	平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年	
	数量(トン)	金額(万円)	数量(トン)	金額(万円)	数量(トン)	金額(万円)	数量(トン)	金額(万円)	数量(トン)	金額(万円)
冷凍品	2,631	141,199	2,548	160,551	2,418	145,202	2,418	145,202	2,418	145,202
塩蔵品	1,840	424,234	1,871	415,322	1,756	387,922	調査中 H28.3末 取りまとめ			
干製品	11	2,410	6	1,338	7	1,270				
ゆで物	280	18,424	64	5,973	61	5,516				
調味水産加工	216	20,127	114	21,518	103	20,059				
塩辛品	50	9,926	46	9,547	11	3,972				
その他	916	6,455	899	6,693	807	5,848	807	5,848	807	5,848
合計	5,944	622,775	5,548	620,942	5,163	569,789	5,163	569,789	5,163	569,789

(資料：食品工業動態調査)



■施策の体系

- 水産加工業
 - (1) 生産体制向上の取組の推進
 - (2) 企業経営の安定
 - (3) 雇用の確保

（１）生産体制向上の取組の推進

多様化する消費者ニーズに対応するため、新たな製品の開発や販路の拡大に対する取組に対して支援します。

（２）企業経営の安定

安心・安全な水産加工品として付加価値を高めるため、^{※1}H A C C P等の高度な衛生管理システムの導入に向けた取組に支援します。

また、他地域に負けない「ふるびらたらこ」のブランド力を持つ、たらこ製品等の水産加工品の販売促進のため、PR効果の高いふるさと納税（寄附金）制度を有効活用して支援します。

（３）雇用の確保

雇用の促進を図るため、企業立地や新規創業、事業拡大などに対する取組に対して支援します。

■成果指標

指標名	当初値	上段：H27 中間値 下段：H27 現状値	H32 目標値	指標の内容
高度な衛生管理施設数	3社	<div style="text-align: center;">  × 3社 (H26年) </div>	<div style="text-align: center;">  </div>	H A C C P等を導入している企業数
水産加工品ブランド数	1	<div style="text-align: center;"> 1 × 0 (H22～26年度合計) </div>	3	水産加工品のブランド数
ふるさと納税による水産加工品の売上高	—	<div style="text-align: center;"> — △ 16百万円 (H26年) </div>	1億8千万円 (H27～31年度平均)	ふるさと納税による水産加工品の売上高
新規雇用者数	—	<div style="text-align: center;"> — △ — </div>	<div style="text-align: center;">  </div>	創業や事業拡大による新規雇用者数

■主な実施予定事業

- 特産品販売戦略会議
- 古平ブランド認定事業
- ふるさと納税事業



※1 H A C C P : 食品の原料の受入れから製造・出荷まですべての工程において、高度な衛生管理をする手法のこと

6) 商業

■現状と課題

古平町の商業を取り巻く環境は、小売業や飲食店などの第三次産業の就業人口割合が微増維持している反面、個人消費の低迷、余市町などへの購買力流出、個店経営者の高齢化、さらには空き店舗の増加など厳しい状況にあります。

また、小売業と卸売業における商店数、従業員数、年間販売額はいずれも減少傾向にあり、地域経済活性化のための取組が求められています。

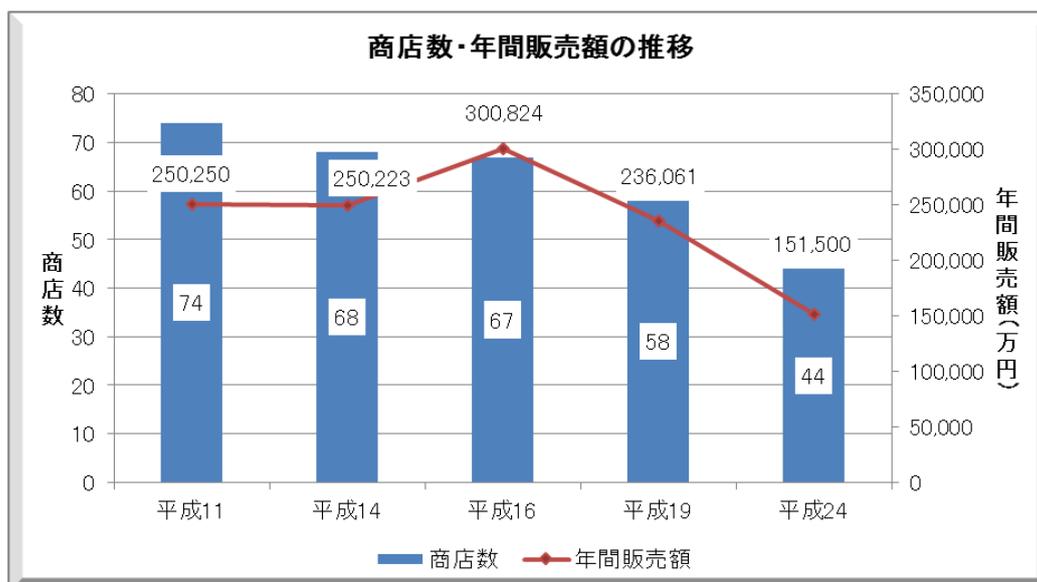
今後は、商業施策だけの取組では購買力の上昇や年間販売額の増加などが難しい状況と予測されるため、観光などの異業種間の連携が必要となってきます。町内への観光客入込数も平成26年度でおよそ8万人ですが、これらの観光客を飲食店やその他観光施設へ回遊させるための取組が求められています。

町内における悪徳商法などの被害は目立っておりませんが、社会経済の複雑化を踏まえ、高齢者世帯を中心に消費生活全般に関する情報提供や啓発活動が必要となっています。

【商業の推移】

区分	平成11	平成14	平成16	平成19	平成24
商店数	74	68	67	58	44
従業者数	233	244	213	188	119
年間販売額（万円）	250,250	250,223	300,824	236,061	151,500

（資料：商業統計調査、経済センサス）



■施策の体系



■主要施策の内容

（１）商業環境の整備

魅力ある商業環境とするため、商業活動と農漁業、水産加工業及び観光の異業種間の連携を強化し、町内企業の自主的な取組を指導・支援します。それによって、観光客が町内各所を回遊できる仕組みづくりを検討します。

（２）地域商業の活性化

商業活動の活性化のため、プレミアム商品券発行事業への支援などにより地域経済の活性化を進め、購買力の町外流出や各個店販売額の維持・向上に努めます。

（３）消費者対策の推進

町民を悪徳商法から守るため、または安心して消費活動（買物）ができるよう、平成23年4月スタートの小樽・北しりべし消費者センターと連携し、情報提供や相談事業を充実します。

■成果指標

指標名	当初値	上段：H27 中間値 下段：H27 現状値	H32 目標値	指標の内容
商店数	58 (H19年)	53 × 44 (H24年)	44	町内の商店数
年間商品販売額	236,061万円 (H19年)	 × 151,500万円 (H24年)	151,500万円	町内商店の年間販売額
消費者相談件数	12件 (H21年)	20件 × 2件 (H22～26年度平均)	20件 (H27～31年度平均)	小樽・北しりべし消費者センターへの相談件数

■主な実施予定事業

□プレミアム商品券発行補助金事業

7) 観光

■現状と課題

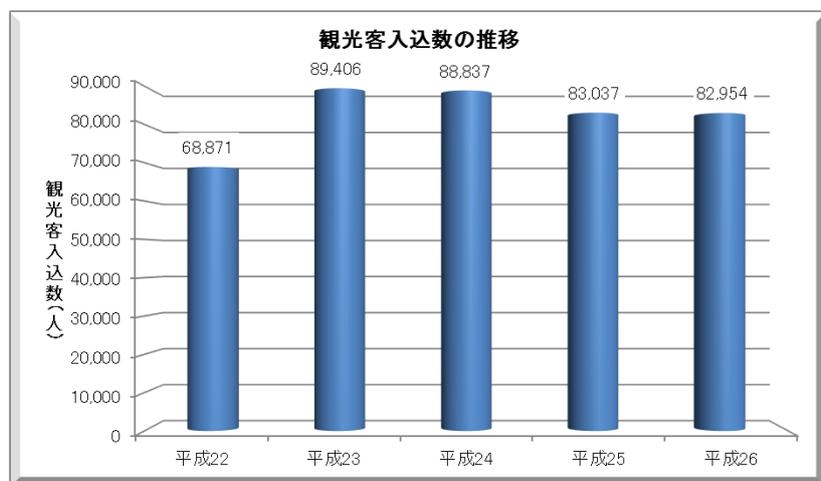
古平町は、ニセコ積丹小樽海岸国定公園に指定されており、海岸沿いの奇石が織り成す優れた自然景観を有し、また、新鮮な海産物や水産加工品など観光資源に恵まれています。しかしそれらを活かしきれず、観光客入込数は減少傾向にあります。

現在は、町のホームページや観光パンフレット、さらには古平福祉会の「まりんはうすふるびら」内の町情報コーナー・センターにおいて観光情報の発信などに努めています。

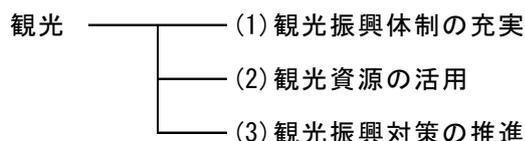
平成30年度に北海道横断自動車道小樽―余市間が開通予定であり、札幌圏との移動時間が短縮されることから、通過観光客数の増加が見込まれるため、これらを取り込む仕組みや施設整備が求められています。観光客入込数の内訳では、日帰り観光客の割合が圧倒的であり、宿泊客は10%程度であるため、平成23年に新築された温泉施設を活かし、各観光施設との連携を図り、※1時間消費型観光へ移行するよう取組が必要となっております。

また、観光客の多くは夏季に集中していることから漁協祭など夏のイベントへの支援、強化、多様化する観光客のニーズに合致した体験型観光、古平ならではのグルメや特産品の開発などが求められています。

観光振興を図るためには、観光客を温かくもてなす必要があると考えられます。このため、人づくり、組織づくりを進めながら、町民との協働による※2観光ホスピタリティの向上を図る必要があります。



■施策の体系



※1 時間消費型観光 : 訪れた土地の歴史や文化、自然、人との交流などに時間をかけて楽しむ観光のこと

※2 観光ホスピタリティ : 観光客をあたたく迎え入れること

■主要施策の内容

（１）観光振興体制の充実

観光振興のための人づくりや組織づくり、さらには観光PRを推進する体制を整備するため、観光協会や商工会などの町内関係機関と連携を強化します。さらには後志観光連盟や北後志観光連絡協議会、しゃこたん半島振興協議会などの近隣市町村との広域組織体制の充実に努めます。

（２）観光資源の活用

古平町の地域資源を活用し、魅力ある古平町とするため、宿泊施設を兼ね備えた家族旅行村の改修事業を始め、温泉施設やパークゴルフ場等の観光施設の適切な維持管理を行うとともに、各施設の連携を図ります。

また、通過観光客を取り込む中核施設として「道の駅」等の整備を検討します。

さらには水産物や農産物等の地場資源を有効に活用するイベント、グルメや特産品など「食」の開発へつなげる取組にも支援します。

（３）観光振興対策の推進

観光客の誘致を図るため、観光協会と商工会の連携によるホームページ作成への支援、まりんはうすふるびら内の観光情報コーナーの充実、さらには観光パンフレット、新聞、テレビ等での情報発信に努めます。

また、町民や各種団体との観光まちづくりに対する啓蒙に努め、観光客が気持ちよく過ごせる観光地づくりを目指します。

■成果指標

指標名	当初値	上段：H27 中間値 下段：H27 現状値	H32 目標値	指標の内容
観光協会会員数	34 (H21年)	31 × 26 (H26年)	26 (H31年)	観光協会へ加入している会員数
商工会会員数	123 (H21年)	111 × 109 (H26年)	109 (H31年)	商工会へ加入している会員数
観光入込客数	71,049人 (H21年)	 ○ 82,621人 (H22～26年度平均)	85,000人 (H27～31年度平均)	古平町へ訪れる観光客数

■主な実施予定事業

- 温泉管理運営事業
- 温泉広場整備事業
- 海水浴場管理運営事業
- 新・ご当地グルメ開発事業
- 家族旅行村リニューアル事業
- ふるびらマルシェ事業
- 「道の駅」整備事業



（東しゃこたん漁協 漁協祭）

8) 雇用と労働

■現状と課題

古平町の総就業者数は、1,721人（平成22年国勢調査）で、総人口に対する就業者数の割合は45.1%と減少傾向にあります。

少子高齢化が進行している中であっても、働く意欲のある高齢者や女性の割合が増加していると予想されますが、希望に沿った職場が少なく、働ける環境の整備が大きな課題となっています。

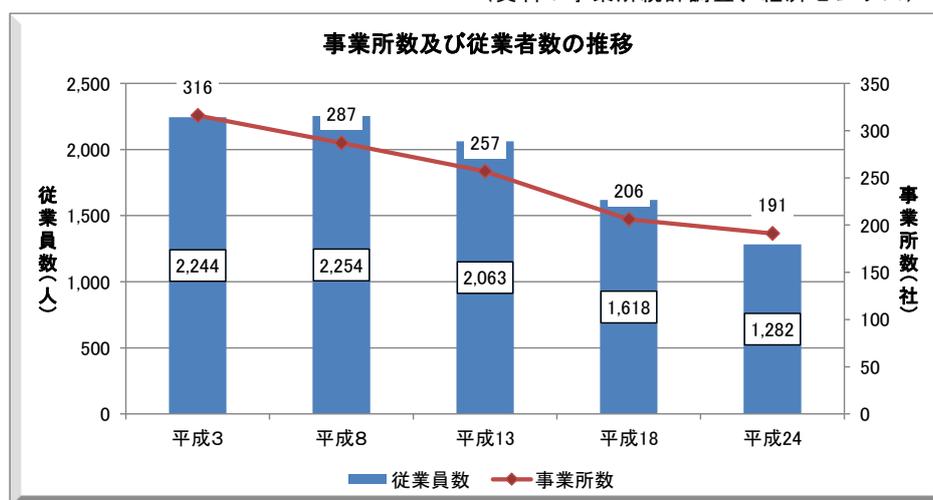
また、若年層の町外流出が顕著となっていることから、企業誘致などによる雇用機会の拡大と地場企業の活性化による安定的な雇用の確保が求められています。

季節労働者や^{*1}パートタイムなどの非正規雇用対策として、通年雇用の促進、相談・助言体制の確立など就業対策を進める必要があります。

【事業所数及び従業者数】

区分	平成3	平成8	平成13	平成18	平成24
事業所数（社）	316	287	257	206	191
従業者数	2,244	2,254	2,063	1,618	1,282

（資料：事業所統計調査、経済センサス）



■施策の体系

雇用と労働 ————— 雇用対策の充実

■主要施策の内容

（1）雇用対策の充実

若年者、障がい者及び季節労働者等の就労支援のため、ハローワークや北後志通年雇用促進支援事業協議会と連携し、職業相談体制を整備し、相談支援や就労支援講座等を行います。

また、失業者や地元企業へ国や北海道の雇用支援制度等の情報提供に努めるとともに、雇用機会の拡大と安定的な雇用確保のため、企業誘致の推進や地元企業の活性化に努めます。

*1 パートタイム：標準労働時間より少ない時間を勤務する労働形態のこと

■成果指標

指標名	当初値	上段：H27 中間値 下段：H27 現状値	H32 目標値	指標の内容
町内事業所数	206 (H18年)	➔	191	町内の事業所数
		× 191 (H24年)		

■主な実施予定事業

□古平町雇用奨励金



(H27_古平町雇用奨励金を活用した事業所)

1) 広報・広聴と情報公開

■現状と課題

現在、行政から町民へ伝えたい情報については、広報誌、ホームページ、防災無線、さらには^{※1}地域担当協働職員による各町内会への地域懇談会等で積極的に情報提供しています。しかし、提供した情報が的確に伝達されているのか把握できていない面や地域懇談会でのごく少数の町民にしか伝達されていない面があります。

住みよい古平町を町民との協働によって創り上げるためには、町民と行政が問題意識を共有して一緒に考え、一緒に行動することが非常に重要です。そのためにも町民にとってわかりやすい情報の提供や公開の仕方が求められています。

また、情報を提供するだけでなく、より多くの町民の声を聴き、新たな政策に反映させる広聴も重要です。これまでも広報誌を利用した「まちの声」や重要な政策を決定する際には懇談会等を開催し、意見交換に努めてきましたが、投稿者や参加者が少ないなどの課題もあり、開催方法等の見直しの必要性があります。

■施策の体系



■主要施策の内容

(1) 広報誌・行政情報発信体制の充実

広報誌の編集に当たっては、行政情報の発信として内容の充実を図るとともに、新たに町民の意見や考えを手軽に返信できるなどの仕組みを構築し、町民と行政の双方向の情報媒体となるよう取り組みます。

また、ホームページについては、町内外の住民に対する行政情報や観光情報等の重要な発信手段として、より情報内容の充実と見やすく・探しやすい構成となるよう努めます。

(2) 広聴活動・住民意向聴取体制の充実

地域担当協働職員などの町職員が、直接、町民へ説明・意見交換をする懇談会等の場をこれまで以上、充実したものとなるよう進めます。

また、広報誌を利用した町民の意見等を返信してもらう「まちの声」の充実を図ると共にアンケート調査、^{※2}パブリックコメント等の間接的な^{※3}広聴制度の確立にも努めます。

※1 地域担当協働職員制度 : 町民（町内会）と行政の協働によるまちづくりのため、行政情報の伝達や、まちづくりに参加することを先導する職員
※2 パブリックコメント : 行政機関が政策を決める過程で素案を公表し、広く住民の意見を聴いて意思決定を行うこと
※3 広聴制度 : 町民の声を広く聴き、町政（役場の仕事）に反映させていく制度のこと

（３）情報公開制度の充実

町民が町政に対する理解と信頼を深め、公正で開かれたものとなるよう、文書管理システムを導入し、迅速かつ的確な情報公開に努めます。

また、事業を実施する段階での情報公開・発信はもとより、企画立案段階や事業評価段階でも情報公開・発信に努めます。

（４）町民参画の確立

町民との協働によるまちづくりをより一層進めるため、各種の行政計画の策定や新たな事業を実施する際などの検討委員等を一般公募で選定するなど、町民参画の仕組みを確立することに努めます。

また、町民と行政のまちづくりにおける各々の役割と責任を定めた※4 自治基本条例の制定を進めます。

■成果指標

指標名	当初値	上段：H27 中間値 下段：H27 現状値	H32 目標値	指標の内容
ホームページアクセス件数	—	▲ 71,161 (H25~26 年度平均)	75,000 (H27~31 年度平均)	古平町ホームページへのアクセス件数
行政アンケートの回答率	43.7%	50.0% × 42.0%	55.0%	アンケート調査の回答率 (回答数/アンケート送付数)
検討委員会等での委員応募件数	—	▲ 0件 (H22~26 年度合計)	▲	検討委員会等への応募件数

■主な実施予定事業

- 町広報誌発行事業
- 文書管理システム構築事業
- 「町（役場）の仕事」作成事業
- 自治基本条例制定



町民参画（H27_まち・ひと・しごと創生推進委員会）

※4 自治基本条例：まちづくり（自治）を進めるうえでの町民、町議会、行政それぞれの役割を定めた条例のこと

2) 行財政

■現状と課題

国と地方の関係は、中央集権から「地域は自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を持つ」という地域主権型社会に変わってきています。そのため、地方公共団体の役割はますます重要になっています。

古平町の財政運営については、近年、地方交付税の増加が見られたことや行財政構造改革プランによる行政運営の効率化などにより、改善傾向となっております。しかし、自主財源が乏しく、歳入の約6割を地方交付税に依存しているため、国の抱える債務状況を考慮すると、悪化する懸念があります。

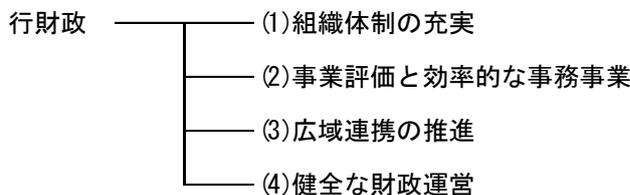
このため、今後も行財政構造改革を継続し、健全かつ効率的な行財政運営に努める必要があります。

さらには、多岐・多様化する行政ニーズに的確に対応するため事務事業等の評価制度を継続することが求められています。

また、交通網や情報通信網の発達により町民生活圏は広域化しており、このような社会状況から、行政もより広域的な視点に立ち、効果的・効率的な行政運営が求められています。

本町では、北後志消防組合、北しりべし廃棄物処理広域連合、北後志衛生施設組合、後志広域連合、さらには小樽市との定住自立圏構想により、共通する行政課題等に取り組んでいます。

■施策の体系



■主要施策の内容

(1) 組織体制の充実

最小限の職員で最大限の行政サービスを提供するため、職員研修制度の再構築や充実を図り、政策形成能力の向上と少数精鋭の組織体制の確立に努めます。

また、細分化、分散化されている現状の役場庁舎や組織体制を見直し、住民サービスの向上を図るため、効率的な窓口対応、^{※1} 総合行政情報システム機器を最大限に活用します。さらには、役場庁舎の改築、増築を検討します。

(2) 事業評価と効率的な事務事業

無駄を省き、効率的な行政運営を行うため、町が行う^{※2} 事務事業について評価する、事業評価制度を継続します。その評価制度の結果に基づき、本計画の実施計画の見直し策定や予算編成に関連づける仕組みとします。

また、評価結果については、広報誌やホームページ等で情報公開を行います。

※1 総合行政情報システム : 住民サービスを向上させるためのコンピュータシステムのこと

※2 事務事業 : 行政が行う様々な事業のこと

（３）広域連携の推進

消防・救急、廃棄物処理、国民健康保険、介護保険及び税の滞納処分業務を近隣市町村と連携して効率的に処理するための^{※3}広域連合や一部事務組合をより一層推進します。

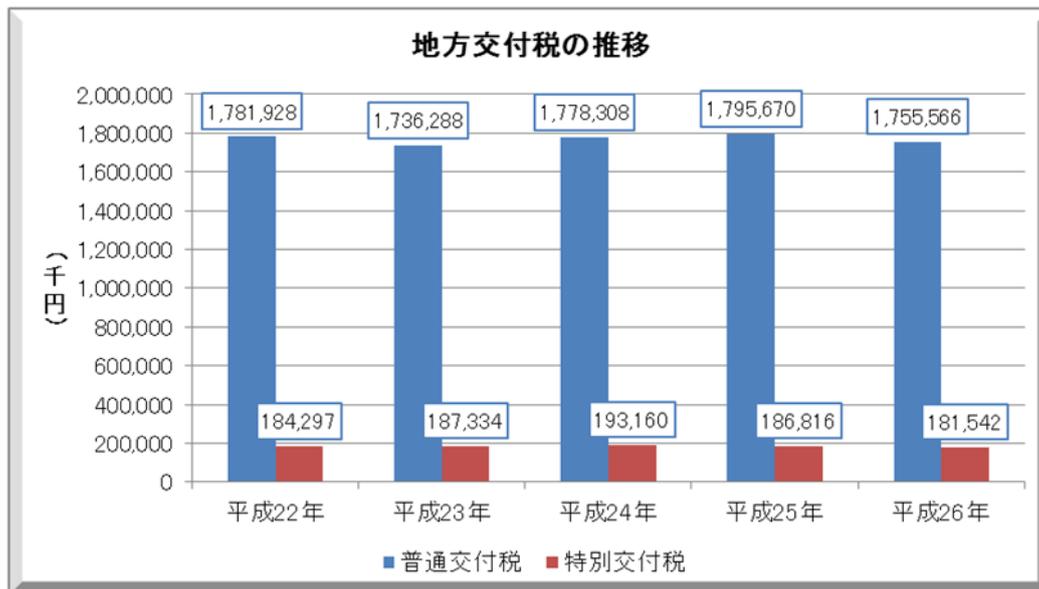
また、道路交通網の整備や情報通信手段の普及により、行政区域を越えた住民ニーズが高まっていることから、小樽市を中心市とした^{※4}北しりべし定住自立圏構想によって広域行政サービスの向上に努めます。

（４）健全な財政運営

古平町の財政は、町税をはじめとする^{※5}自主財源基盤が脆弱であり、地方交付税によって大きく左右される財政体質が今後も続くと考えられます。

そのような中で、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、財政健全化判断指標が示され、これに沿った健全で持続可能な財政運営を行うために次の事項に取り組みます。

- ・ 財政収支予測に基づく計画的な財政運営
- ・ 町税収納率の向上
- ・ 使用料等の適正化
- ・ 国道の補助金、交付金の積極的な活用
- ・ 行政コストの削減
- ・ 計画的な職員数による人件費の抑制
- ・ 計画的な事業の実施による^{※6}公債費の抑制



※3 広域連合や一部事務組合：複数の市町村などが、共同で事務処理を行うために設立する組織のこと

※4 北しりべし定住自立圏構想：都市機能を有する小樽市と周辺の北後志5町村が連携し、役割を分担しながら必要な機能を確保していくこと

※5 自主財源基盤：古平町自らの手で確保できる収入のこと（例）町税、手数料、使用料など

※6 公債費：道路や施設などを整備するために借り入れた町債（借金）を返済する費用のこと

V みんなで考え、力を出し合う、自立したまち（行政・財政）

■成果指標

指標名	当初値	上段：H27 中間値 下段：H27 現状値	H32 目標値	指標の内容
職員数	70 人	70 人 × 74 人 (H27. 4. 1 時点)	75 人 (H32. 4. 1 時点)	役場職員の数（特別職除く）
庁舎を利用しやすいと感じる割合	—	▲ 22. 3%		役場庁舎を利用しやすいと感じる人の割合
事業評価を実施する事務事業数	—	— ▲ 50 (H22～26 年度合計)	75	事業評価を実施する事務事業数
財政調整基金・減債基金比率	10% (H21年)	10% ○ 47. 0% (H26)	下限 10% (H31)	※1 標準財政規模に占める財政調整基金と減債基金の割合
町民税（現年度分）収納率	95. 7% (H21年)	97. 0% × 95. 7% (H22～26 年度平均)	97. 0% (H27～31 年度平均)	町民税の収納率 (収納額／課税予定額)
純固定資産税（現年度分）収納率	96. 0% (H21年)	97. 0% × 96. 6% (H22～26 年度平均)	98. 0% (H27～31 年度平均)	純固定資産税の収納率 (収納額／課税予定額)
実質公債費比率	9. 9% (H21年)	12. 0%以下 ○ 6. 8% (H26)	12. 0%以下 (H31)	公債費（借金返済）による財政負担の割合（国の示すガイドライン 25%以下）

■主な実施予定事業

- 中期財政収支見通しの策定
- 収納率向上対策実施計画の策定



古平町役場

※1 標準財政規模：標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模のこと

【町税の調定・収入状況】

（単位：千円、％）

区 分		平成24年度			平成25年度			平成26年度			
		調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率	
町 民 税	個 人	現 年	82,360	79,584	96.6%	83,784	79,191	94.5%	76,380	71,646	93.8%
		滞 納	18,078	3,320	18.4%	16,452	3,219	19.6%	13,855	2,287	16.5%
	法 人	現 年	11,245	11,225	99.8%	8,865	8,865	100.0%	14,904	14,557	97.7%
		滞 納	260	90	34.6%	140	80	57.1%	60	0	0.0%
純固定資産税		現 年	83,419	80,856	96.9%	85,378	83,242	97.5%	84,957	81,381	95.8%
		滞 納	14,205	2,029	14.3%	11,835	1,489	12.6%	10,797	1,078	10.0%
市町村交付金		現 年	1,373	1,373	100.0%	1,443	1,443	100.0%	1,445	1,445	100.0%
軽自動車税		現 年	5,709	5,587	97.9%	5,807	5,728	98.6%	5,878	5,822	99.0%
		滞 納	448	115	25.7%	418	222	53.1%	248	141	56.9%
町たばこ税		現 年	27,173	27,173	100.0%	28,929	28,929	100.0%	25,906	25,906	100.0%
都市計画税		現 年	13,954	13,526	96.9%	14,498	14,135	97.5%	14,321	13,718	95.8%
		滞 納	2,371	337	14.2%	1,851	232	12.5%	1,619	161	9.9%
合 計		現 年	225,233	219,324	97.4%	228,704	221,533	96.9%	223,791	214,475	95.8%
		滞 納	35,362	5,891	16.7%	30,696	5,242	17.1%	26,579	3,667	13.8%
		計	260,595	225,215	86.4%	259,400	226,775	87.4%	250,370	218,142	87.1%

（資料：古平町各会計歳入歳出決算書）

【財政関係主要指標】

（単位：千円、％）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
歳 入 総 額	3,347,147	4,626,901	3,437,535	4,156,986	3,531,386
歳 出 総 額	3,180,634	4,468,022	3,288,411	4,031,811	3,435,353
実 質 収 支	158,485	156,625	149,059	114,072	62,852
単 年 度 収 支	5,617	△ 1,860	△ 7,566	△ 34,987	△ 51,220
実質単年度収支	80,817	211,740	101,334	56,213	8,780
基準財政需要額	1,832,636	1,852,495	1,888,603	1,910,272	1,877,025
基準財政収入額	236,867	240,992	223,851	222,450	226,438
地方交付税	1,966,225	1,923,622	1,971,468	1,982,486	1,937,108
標準財政規模	2,078,252	2,039,114	2,058,783	2,076,599	2,039,070
財政力指数	0.15	0.14	0.13	0.12	0.12
経常収支比率	77.9	79.9	82.0	81.9	84.1
地方債現在高	3,368,710	4,007,981	4,032,359	4,126,680	4,046,695
基金現在高	973,770	972,560	1,170,650	1,309,220	1,380,430
公債費負担比率	15.1	15.2	15.9	15.9	16.3
実質赤字比率	—	—	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—
実質公債費比率	7.6	6.4	6.1	6.3	6.8
将来負担比率	42.9	58.5	49.2	47.6	45.1

（資料：決算カード）

3) コミュニティ活動

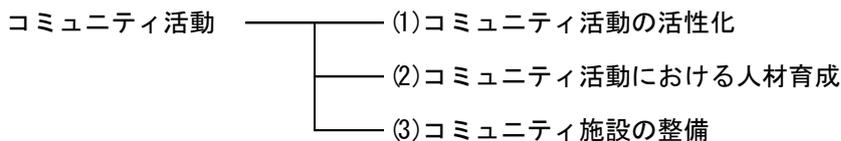
■現状と課題

町民のライフスタイルの変化や核家族化の進行により、以前に比べて人間関係が希薄化しています。また、地域のコミュニティ活動の停滞やその維持すら懸念されています。

そのような中、町内会と地域担当協働職員による活動が進められていますが、今後は、コミュニティ活動を担える人づくりや自主的な活動が活発化するような取組が求められています。

また、町内には4カ所の集会施設と文化会館、漁港会館のコミュニティ施設があります。老朽化の進んでいる集会施設については平成27年度より順次建替えを計画しており、耐震基準に満たない文化会館、漁港会館についても、災害時等の安全・安心施設として、地域に密着した使用が行われるよう建替えの検討をしていく必要があります。

■施策の体系



■主要施策の内容

(1) コミュニティ活動の活性化

各町内会等の地域において、防災対策や^{※1}避難行動要支援者対策などの活動を通じて、各個人の自治意識の高揚や連携が深まるよう支援に努めます。

そこから自主的なコミュニティ活動の活性化につなげていきます。

(2) コミュニティ活動における人材育成

コミュニティ活動の重要性や他市町村の先進的な事例等の紹介、人材育成のための研修制度を利用し、今後のコミュニティ活動を担う人材や地域のリーダー育成に努めます。

(3) コミュニティ施設の整備

文化会館、漁港会館、ふれあいセンターさわえ、さらに各集会所は、地域住民のふれあいの場としてコミュニティ活動の役割を担っていますが、老朽化が進んでいる施設もあることから、今後も逐時整備を進めていくとともに改築も検討します。

また、各集会所がより地域に密着した活動施設となるよう、地域での管理・運営体制が確立されるよう努めます。

※1 避難行動要支援者：災害時に自力で避難することが困難な人を地域等で支援し、安全に避難させる対策などのこと

■成果指標

指標名	当初値	上段：H27 中間値 下段：H27 現状値	H32 目標値	指標の内容
地域に連帯感があると 感じている町民の割合	—	▲ 42.2% ▲	▲	地域に連帯感があると感じて いる町民の割合
コミュニティ施設の整 備数	—	— ▲ 1 (H27)	3	集会施設の建替え数

■主な実施予定事業

- 町内会連合会運営事業
- まちづくり・まちおこし振興事業
- 集会所建替事業



(H27_沖集会所 外観)



(H27_沖集会所 集会室)